

別記第1号様式

会派名 社会民主党

支出調書

代表者	経理責任者	起案者

区分	事由	費目金額				小計	
① 調査研究費	北海道北広島市・旭川市・札幌市行政調査(旅費)H36.5.15~5.17	交通費	旅費	221,940	自動車燃料費	221,940	
		資料作成費	調査委託費		振込料		
2 研修費		会場費	講師謝金		出席者負担金・会費		
		交通費	旅費		自動車燃料費		
		資料作成費	食糧費		振込料		
3 広報費		会場費	交通費		自動車燃料費		
		資料作成費	広報誌(紙)		報告書等印刷費		
		送料(折込料含む)	ウェブページ掲載代		茶菓子代		
		振込料					
4 広聴費		会場費	交通費		自動車燃料費		
		資料作成費	茶菓子代		振込料		
5 要請・陳情活動費		交通費	旅費		自動車燃料費		
		資料作成費	振込料				
6 会議費		会場費	交通費		自動車燃料費		
		資料作成費	振込料				
7 資料作成費		印刷製本費	翻訳料		筆耕料		
		振込料					
⑧ 資料購入費		法規追録代	参考図書代		新聞雑誌等購読料		
		有料データベース等利用料	振込料				
9 人件費		賃金	社会保険料等		振込料		
10 事務所費		備品購入費	事務機器等リース代		消耗品等事務費		
		印刷代	振込料		配送手数料		
⑪ 通信運搬・自動車燃料費		電話料等(按分)	郵便料等		自動車燃料費(按分)		
		その他					
使用者	共通	⑩ 支出年月日	2018年 4月 26日	現金出納簿 支出番号	6	合計	221,940 円

出張（調査等）申請書兼旅費請求書

支出番号 6

会 派 会 長 様

申請代表者氏名 飛 田 義 昭



下記の用務により出張（調査等）したいので申請するとともに、旅費を請求いたします。

記

請求金額	221,940円（1人あたり 73,980円） ※別紙、旅費計算書のとおり	
目 的	子どもの権利条例の制定経過と運用についての行政調査のため（北広島市）	
	地域活性化モデルケース（きたのプラチナシティ）についての行政調査のため（旭川市）	
	子ども条例の制定経緯と運用、子どもの貧困対策についての行政調査のため（札幌市）	
用 務 先	北広島市役所（北海道北広島市）	
	旭川市役所（北海道旭川市）	
	札幌市役所（こども未来局）（北海道札幌市）	
内 容	北広島市（子ども条例の制定経緯・経過・その後の施策等への反映について）	
	旭川市（地域活性化モデル（きたのプラチナシティ）制定経過と現状について）	
	札幌市（子ども条例の制定経緯・経過、及び具体的な子どもの貧困対策等について）	
期 間	2018年 5月15日 ～2018年 5月17日（2泊 3日）	
行 程	別紙行程表の通り	
出張（調査等）者 氏 名	・飛田 義昭	・
	・八重樫 小代子	・
	・飯塚 裕一	・
	・	・
	・	・
特記事項		

上記のとおり出張（調査等）を許可します。

会 派 会 長	経 理 責 任 者		受 理 日	2018年 4月 26日
			許 可 日	2018年 4月 26日
			支 出 日	2018年 4月 26日

上記金額を受領しました。

2018年 4月 26日

申請代表者氏名 飛 田 義 昭

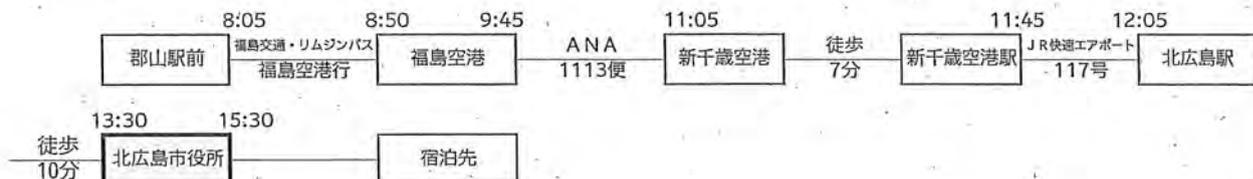


平成30年度 社会民主党 行政調査行程表

1 行程

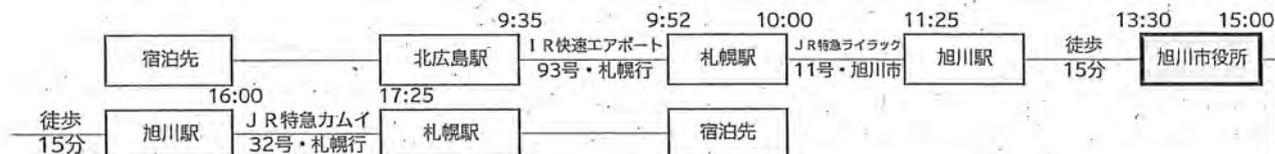
□ 1日目：平成30年5月15日（火）

北広島市：子どもの権利条例について



□ 2日目：平成30年5月16日（水）

旭川市：地域活性化モデルケース（きたのプラチナシティ）について



□ 3日目：平成30年5月17日（木）

札幌市：子どもの権利条例について
：子どもの貧困対策について



2 調査者

3名

飛田 義昭 議員（会長）
八重樫 小代子 議員
飯塚 裕一 議員

3 調査項目

- (1) 5月15日（火）
北広島市役所
・子どもの権利条例について
- (2) 5月16日（水）
旭川市役所
・地域活性化モデルケース（きたのプラチナシティ）について
- (2) 5月17日（木）
札幌市役所
・子どもの権利条例について
・子どもの貧困対策について

4 連絡先

(1) 北広島市議会事務局 担当：金田様
〒061-1192 北海道北広島市中央4丁目2番1
TEL：011-372-3311（代表） 内線：5202

(2) 旭川市議会事務局 総務調査課 担当：コンノ様
〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地
TEL：0166-25-6380

(3-1) 札幌市議会事務局 政策調査課 担当：キンカワ様
〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目
TEL：011-211-3164

(3-2) 札幌市子ども未来局
子ども育成部 子どもの権利推進課 担当：オバラ様
〒060-0051 北海道札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3階
TEL：011-211-2942

5 その他

行政調査旅費計算書

会 派 名 : 社会民主党

参加議員 : 飛田 義昭、八重樫 小代子、飯塚 裕一

日 程 : 平成30年5月15日(火) ~ 5月17日(木)

行 先 : 北広島市役所(北海道北広島市中央4丁目2番1)

旭川市役所(北海道旭川市6条通9丁目46番地)

札幌市役所子ども未来局(北海道札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館)

5月15日	郡山駅前	連絡バス 福島交通 リムジンバス 30.9	福島空港	ANA 1113便 720.0	新千歳空港	JR快速 エアポート 117号 24.8	北広島駅														
運賃		1,100		10,800		3,380															15,280
急行料金																					0
グリーン																					0
実費																					0

5月16日	北広島駅	JR快速 エアポート 93号 21.8	札幌駅	JR特急 ライラック 11号 136.8	旭川駅	JR特急 カムイ 32号 136.8	札幌駅														
運賃			※			2,490															2,490
急行料金				2,320		2,320															4,640
グリーン																					0
実費																					0

※前日の乗車券を引き続き使用

5月17日	札幌駅	JR快速 エアポート 136号 46.6	新千歳空港駅	ANA 1114便 720.0	福島空港	連絡バス 福島交通 リムジンバス 30.9	郡山駅前														
運賃		1,070		10,800		1,100															12,970
急行料金																					0
グリーン																					0
実費																					0

交通費	35,380		35,380
日当	3,000 ×	3日 =	9,000
宿泊費	14,800 ×	2泊 =	29,600
合計			73,980 円
		× 3名 =	221,940 円

出張（調査等）報告書兼旅費精算書

6
支出番号 

会 派 会 長 様

下記のとおり出張（調査等）したので報告するとともに、受領した旅費を精算（返納）いたします。

出張（調査等）議員名

・飛田 義昭		・	
・八重樫 小代子		・	
・飯塚 裕一		・	
・		・	
・		・	
・		・	

記

期 間	2018年5月15日 ～ 2018年5月17日（2泊3日）					
目 的	子どもの権利条例の制定経過と運用についての行政調査のため（北広島市）					
	地域活性化モデルケース（きたのプラチナシティ）の行政調査のため（旭川市）					
	子ども条例の制定経緯と運用、子どもの貧困対策の行政調査のため（札幌市）					
用 務 先	北広島市役所（北海道北広島市）					
	旭川市役所（北海道旭川市）					
	札幌市役所（子ども未来局）（北海道札幌市）					
行 程	別紙行程表のとおり（飛行機代返納）					
内容及び成果	別紙報告書のとおり					
旅 費 精 算	受領額	221,940 円	精算額	157,140 円	返納額	64,800 円

上記のとおり出張（調査等）の内容を確認するとともに、精算を受けました。

会 派 会 長	経 理 責 任 者		受 理 日	2018年5月22日
			確 認 日	2018年5月22日
			精 算 日	2018年5月22日

※添付書類：行程表、調査等先説明資料、要請・陳情書（写）、調査等先の名刺、写真、成果報告書他

平成30年度 社会民主党 行政調査行程表

1 行程

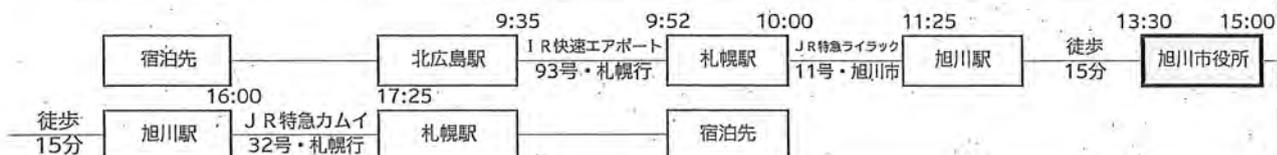
□ 1日目：平成30年5月15日（火）

北広島市：子どもの権利条例について



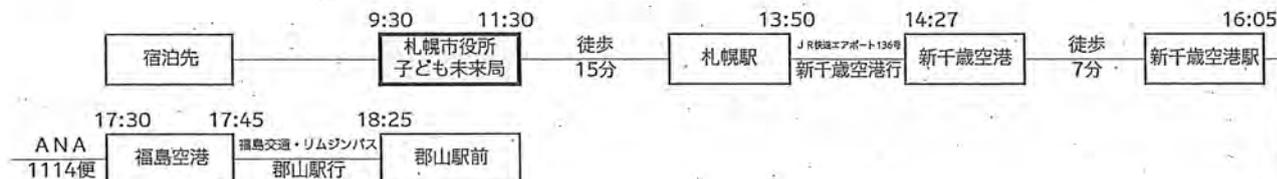
□ 2日目：平成30年5月16日（水）

旭川市：地域活性化モデルケース（きたのプラチナシティ）について



□ 3日目：平成30年5月17日（木）

札幌市：子どもの権利条例について
：子どもの貧困対策について



2 調査者

3名

飛田 義昭 議員（会長）
八重樫 小代子 議員
飯塚 裕一 議員

3 調査項目

- (1) 5月15日（火）
北広島市役所
・子どもの権利条例について
- (2) 5月16日（水）
旭川市役所
・地域活性化モデルケース（きたのプラチナシティ）について
- (2) 5月17日（木）
札幌市役所
・子どもの権利条例について
・子どもの貧困対策について

4 連絡先

- (1) 北広島市議会事務局 担当：金田様
〒061-1192 北海道北広島市中央4丁目2番1
TEL：011-372-3311（代表） 内線：5202
- (2) 旭川市議会事務局 総務調査課 担当：コンノ様
〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地
TEL：0166-25-6380
- (3-1) 札幌市議会事務局 政策調査課 担当：キンカワ様
〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目
TEL：011-211-3164
- (3-2) 札幌市子ども未来局
子ども育成部 子どもの権利推進課 担当：オバラ様
〒060-0051 北海道札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3階
TEL：011-211-2942

5 その他

行政調査旅費計算書

変更前

会 派 名 : 社会民主党
 参加議員 : 飛田 義昭、八重樫 小代子、飯塚 裕一
 日 程 : 平成30年5月15日(火)～5月17日(木)
 行 先 : 北広島市役所(北海道北広島市中央4丁目2番1.)
 旭川市役所(北海道旭川市6条通9丁目46番地)
 札幌市役所子ども未来局(北海道札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館)

5月15日	郡山駅前	連絡バス 福島交通 リムジンバス 30.9	福島空港	ANA 1113便 720.0	新千歳空港	JR快速 エアポート 117号 24.8	北広島駅											
運賃		1,100		10,800		3,380												15,280
急行料金																		0
グリーン																		0
実費																		0

5月16日	北広島駅	JR快速 エアポート 93号 21.8	札幌駅	JR特急 ライラック 11号 136.8	旭川駅	JR特急 カムイ 32号 136.8	札幌駅											
運賃			※			2,490												2,490
急行料金				2,320		2,320												4,640
グリーン																		0
実費																		0

※前日の乗車券を引き続き使用

5月17日	札幌駅	JR快速 エアポート 136号 46.6	新千歳空港駅	ANA 1114便 720.0	福島空港	連絡バス 福島交通 リムジンバス 30.9	郡山駅前											
運賃		1,070		10,800		1,100												12,970
急行料金																		0
グリーン																		0
実費																		0

交通費	35,380		35,380
日当	3,000 ×	3日 =	9,000
宿泊費	14,800 ×	2泊 =	29,600
合計			73,980 円

× 3名 = 221,940 円

北広島市行政調査報告

2018年5月15日(火)

— 子どもの権利条例の制定経過と運用について —

1 調査目的

郡山市では、本年（2018年・平成30年）4月より「郡山市子ども条例」を制定し、施行している。

しかし、本市の条例は、「子どもの権利推進計画」の策定、「子どもの権利推進委員会」や「救済委員会」の設置などについての記載がなく、理念条例となっている。

現在、全国的に子どもの貧困や虐待が問題となり、子どもたちの安心・安全な環境の整備に向け、緊急の対策が求められている。

本市でもこれらの課題に対し、的確かつ速やかに対応するために、「子どもの権利推進計画」の策定、「子どもの権利推進委員会」や「救済委員会」の設置などが条文中に記載された総合条例としていくことが必要と考える。

そこで、北海道北広島市が、平成25年4月より「北広島市子どもの権利条例」（総合条例）を制定し、施行していることを知り、条例制定までの経緯・経過や運用について調査研究を行うこととした。

2 北広島市の「子どもの権利条例」制定の経緯と経過

※ 平成17年に市長公約で検討を開始（1期目の公約）

(1) 北広島市子どもの権利条例検討委員会の設置

① 構成…20名（うち公募4名）

② 子どもの権利条例検討委員会等の開催経過

1) 子どもの権利条例検討委員会…33回（H18年1月～H21年8月）

2) 市民フォーラム…1回（H19年3月）

3) 講演会…2回（H19年3月・H21年2月）

子どもの人権セミナー…1回（H19年12月）

4) 検討委員会部会長会議…1回（H19年6月）

5) 子ども会議…5回（H19年11月～H20年4月）

6) パブリックコメント（条例素案）…H20年11月～12月

7) 答申書を市長に提出…H21年10月2日

(2) 答申受理後の市の動き

条例素案について関係機関等への意見聴取・情報交換…H21年1月～6月
（関係機関…自治会・商工会・道立高校・札幌市等）

(3) 議会陳情の動き

北広島市子どもの権利条例の早期策定を求める陳情…H22年6月（採択）

(4) 子どもの権利条例庁内検討委員会の検討の経過

① 構成…保険福祉部（主管）、市民部、教育委員会…委員10名

② 庁内検討委員会…12回（H22年11月～H24年11月）

(5) 条例制定・施行等のスケジュール

- ① 平成24年2月1日～3月21日…条例原案に対するパブリックコメント
- ② 平成24年6月28日…市議会第2回定例会で議決
- ③ 平成24年8月1日…広報紙で特集
- ④ 平成24年11月15日…パンフレットを全戸配布（大人用）
- ⑤ 平成24年11月…小中学校（子ども用・大人用）、幼稚園・保育園
高等学校・学童クラブ・児童センター
特別支援学校・児童養護施設等へパンフレットで周知
- ⑥ 平成24年12月1日…条例一部施行
（相談・救済、権利推進委員会の部分を除く）
- ⑦ 平成24年1月…子どもの権利講演会
- ⑧ 平成24年12月…条例全面施行（救済委員会、権利推進委員会）

(6) 条例制定後の経過

① 子どもの権利推進体制

1) 子どもの権利の救済

- 子ども権利救済員 3名（教育・福祉・人権分野から各1名、任期3年）
（平成28年4月～いじめ問題再調査委員会委員を兼ねる）
- 相談員（非常勤職員）1名
- 相談受付（平日）10：30～17：00
面談、電話、メール、市ホームページの相談フォーム
巡回子どもの権利相談（児童センターにて）

○ 相談件数	平成25年度	3件	延べ15件
	平成26年度	31件	延べ32件（巡回相談開始）
	平成27年度	26件	延べ86件
	平成28年度	35件	延べ130件
	平成29年度	29件	延べ189件

※電話、メールが相談しやすいとのこと。

② 子どもの権利推進計画

子どもの権利推進委員会 10名

平成27年3月…第1次子どもの権利に関する推進計画を策定（3か年計画）

3 条例の各種施策への反映について

(1) 子どもの権利に関する推進計画

子どもの権利推進委員会において、子どもの権利に関する推進計画の進行管理を行う。

(2) 広報・啓発活動

広報・啓発活動を進める。

子どもを含めたより多くの市民が子どもの権利条例について理解を深めることにより、子どもの権利保障につなげる。

4 条例制定後の効果と課題

- (1) 子どもの権利についての認知度の向上
- (2) 子どもの意見表明、参加の機会の拡大
- (3) 子どもの居場所の充実
- (4) 子どもの権利侵害への対応

5 第2次 子どもの権利に関する推進計画を策定(平成30年3月)

※ 第2次推進計画の特徴(子どもの権利の保障を進めるうえでの課題等)

「子どもに関する実態・意識調査」の結果等…第2次子どもの権利推進計画策定課題

(1) 子どもの権利についての広報・啓発活動の推進

子どもの権利条例を施行してから5年が経過。広報・啓発の取り組みを行ってきたが、条例そのものの認知度は前回調査実施時よりも増加しているものの、いまだ高いとは言えない状況。

子どもの権利の保障を進めるためには、子どもも含めたより多くの市民が子どもの権利条例について理解を深める必要があり、効果的な広報や啓発活動を行う。

(2) 子どもの意見表明、参加の機会の拡大

地域において、子どもが行事などの企画運営に参加し、意見を言ったりすることについて、子ども自身の意識は決して高いとは言えず、なかなか意見を表明することが難しいのが現状。

社会の一員として子どもが様々な場面において自分の意見を表明し、積極的に参加することができるよう、地域全体で意見を言いやすく、参加しやすい仕組みをつくるための啓発を行っていく。

(3) 子どもの居場所の充実

子どもの健やかな成長のためには、ふだんの生活の中で自分が受け止められ、安心して過ごすことができることと実感することや、様々な活動を通して人間関係をつくり合うことが大切。

子どもが大人に見守られ安心して遊び、活動し、人間関係をつくることのできる環境づくりを進めていく。

(4) 子どもの権利の侵害への対応

いじめや児童虐待といった子どもの権利の侵害が大きな社会問題となっている。

いじめや児童虐待は子どもの心身に深い傷を与え、子どもの成長や発達に重大な影響を及ぼす。

子どもには、いじめや児童虐待などから守られる権利があるということや、ひとりの人間として尊重される権利があることを理解し、行政のみならず、市民が一丸となって子どもの権利の侵害を防ぐ環境づくりに取り組む。

※ 自分の将来が生まれ育った家庭の事情等によって左右されないこと

《子どもの貧困対策推進事業》

貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの貧困に対する実態調査を実施し、世帯の状況を具体的に把握することにより、実態に則した対策の検討を行う。

※ 安心できる居場所の確保

《子どもの居場所の提供》

子どもの居場所となり、必要に応じて子育て家庭に対する相談・援助を行い、子どもの安定した日常の生活を支援する。また、児童センター未整備地域における児童センターの整備を計画に行っていく。

6 考 察

北広島市では、子どもの権利条例の制定後、条例に従って、「子どもの権利に関する推進計画」を策定するとともに、子どもの権利救済員を任命し、面談、相談、巡回子どもの権利相談などを実施するとともに、子どもの権利侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図るよう対応してきている。

また、計画の推進に当たっては、人権、福祉、保健、教育などの各部門と連携して事業を行い、進捗を管理している。さらに、すべての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切であることから、地域の各種関係団体などと連携をしながら、施策を推進してきている。

次に、計画の評価・検証にあたっては、子どもの権利に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北広島市子どもの権利推進委員会において進捗状況の評価、検証を行うとともに、適宜子どもの意識を確認していくとしている。

なお、計画期間は3年となっているが、社会情勢に応じ、より良い施策のあり方について、適宜、調査、研究を進めて行くとともに、必要に応じて見直しを行っていくこととしている。

振り返って郡山市は、本年3月に子ども条例が策定され、4月より施行されている。先ほども指摘したが、本市の条例は理念条例であり、推進計画、推進委員会、救済委員会が明記されていない。結果、平成27年3月に策定された「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」をもとに施策を進めている。しかし、この計画には平成26年1月から施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」への対応が十分でないところがあり、速やかな対応が求められるところである。

本年3月に条例が制定されたばかりではあるが、推進計画の策定、推進委員会並びに救済委員会等の設置、また、子どもの貧困等への対応など、早急に取り組まなければならない課題等が残されている。

今回行政調査を行った、北広島市の条例等を参考に検討を進めていく必要がある。

7 調査の様子



地域子育てセンター（「あいあい」）
北広島市役所新庁舎玄関（一階）



北広島市議会議長
佐藤 敏男 氏



北広島市議会事務局長
藤木 幹久 氏



北広島市子ども家庭課長
高橋 陽子 氏



北広島市子ども家庭課主査
記内 崇 氏



調査の様子
(飛田会長、八重樫幹事長、飯塚)



調査の様子
(飛田会長、八重樫幹事長、飯塚)



北広島市議会前にて



地域子育てセンター受付(「あいあい」)



地域子育てセンター内(「あいあい」)

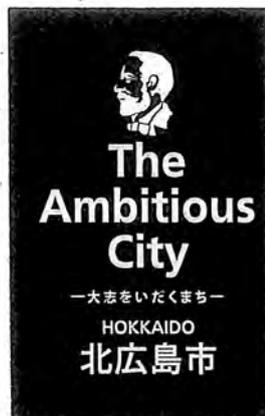
8 名 刺



北広島市議会

議長 佐藤 敏 男

議会 〒061-1192 北広島市中央4丁目2-1
TEL (011) 372-3311



北広島市議会事務局
局長

藤 木 幹 久

〒061-1192
北海道北広島市中央4丁目2番地1
TEL (011) 372-3311
FAX (011) 372-3600
E-mail: [redacted]
<http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>



子育て支援部 子ども家庭課

課 長

高 橋 陽 子

北広島市役所

〒061-1192 北海道北広島市中央4丁目2番地1
TEL (011) 372-3311 (内線2201)
FAX (011) 398-4306

E-mail: [redacted]
北広島市子育てサイト
<http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/kosodate/>



北広島市

子育て支援部子ども家庭課

き ない たかし

主 査 記 内 崇

〒061-1192
北海道北広島市中央4丁目2番地1
TEL 011-372-3311 / FAX 011-398-4306
E-mail: [redacted]

第2次 北広島市子どもの権利に関する推進計画



北広島市子どもの権利イメージキャラクター
「けんリーナ」

北広島市

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1

第2章 意識調査からみる子どもを取り巻く現状

1 子どもの権利条例について	3
2 子どもの参加について	4
3 子どものふだんの生活について	5
4 子どもの権利の侵害への対応について	10
5 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題	11

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	12
2 計画の基本目標	12
3 計画の体系	13

第4章 権利体系ごとの施策

1 安心して生きる施策の推進	14
2 守り、守られる施策の推進	19
3 健やかに育つ施策の推進	25
4 参加する施策の推進	30

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制	34
2 計画の評価・検証	34

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

平成元年（1989年）、国際連合において「児童の権利に関する条約」が採択されました。日本においても平成6年（1994年）にこの条約を批准し、条約の理念の実現を目指して、さまざまな立法や行政措置を進めています。

また、平成28年には「児童の権利に関する条約」を基本理念として、子どもが権利の主体であることを明確にした改正児童福祉法が成立しました。国内法に「児童の権利に関する条約」が明記されたのは日本が同条約を批准して以来、初めてのことで、子どもの権利保障の推進の大きな一歩です。

条約の理念の実現には、国だけではなく、子どもの生活に一番身近な地方自治体も子どもの施策として取り組むことが大切です。

北広島市では、条例によって子どもの権利を定め、その条例に基づき子どもの施策を進めることとし、平成24年に北広島市子どもの権利条例（以下「子どもの権利条例」といいます。）を制定しました。子どもの権利条例は、基本的人権の尊重を定めている「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、市としての子どもの権利に関する基本的な考え方を定めた条例です。

本計画は、子どもの権利条例の理念の実現を目指して策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの権利条例第25条に基づく、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、本市の取り組みを示すとともに、家庭や学校、施設、地域の取り組みを推進するものです。

また、他の計画との関係では「北広島市総合計画（第5次）」を上位計画とし、「北広島市子ども・子育て支援プラン」などの計画との連携、整合性を図り策定します。

なお、本計画において、「子ども」とは、子どもの権利条例第2条第1号に規定する子どもとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から32年度までとします。

H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第1期計画			第2期計画					
					策定	第3期計画		

ファミリー・サポート・センター 利用案内

育児に協力してほしい「利用会員」を、協力したい「協力会員」がサポートする会員組織です。認定こども園や幼稚園、保育所、学童クラブなどへの送迎や開始前・終了後の預かり、保護者の外出時の預かりなど、さまざまな理由で利用できます。

対象

0歳～小学6年生

援助活動時間

6:00～21:00

料金

30分・300円(土・日曜、祝日、年末年始は350円)

※状況に応じて別途料金が掛かります。

会員の種類と登録方法

区分	資格	登録時に必要なもの
利用会員	北広島市民か北広島市内に勤務している方	●印鑑
協力会員	北広島市民で、所定の講習会を受講し修了した方、保育士か幼稚園教諭、看護師などの資格をお持ちの方	●印鑑 ●講習会の修了証書か資格証明書の写し ●証明写真×2枚(3×2.5cm)
両方会員		

ファミサポ利用無料券を配布します

1歳未満の子がいる家庭に、平日4時間分の利用無料券を登録時にお渡しします。

利用料の助成

ひとり親家庭、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯などに、料金(実費を除く)の2分の1を助成します。



お問い合わせ

ファミリー・サポート・センター

(地域子育て支援センター「あいあい」内)

月～土曜/8:45～17:15 ☎ 011-376-6638

地域子育て支援センター

「あいあい」

北広島市中央4丁目2-1 北広島市役所1階

開館時間 8:45～17:15 ※日・祝・年末年始を除く
(みんなの広場 9:00～16:30)

連絡先

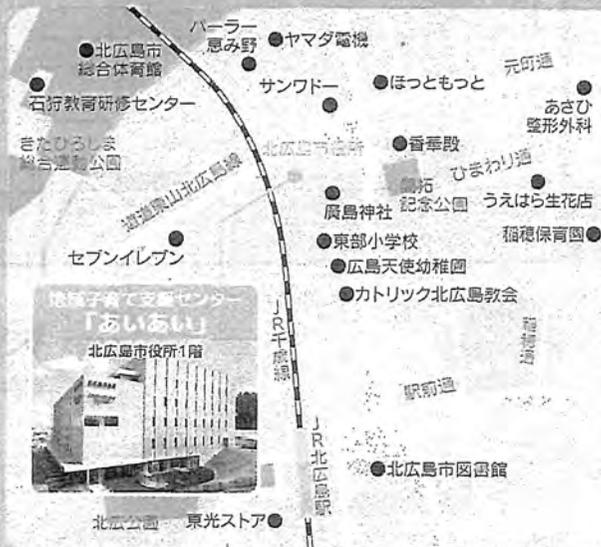
直通電話:011-376-6637

相談電話:011-398-4349

F A X :011-372-7340

✉ kosodate@city.kitahiroshima.lg.jp

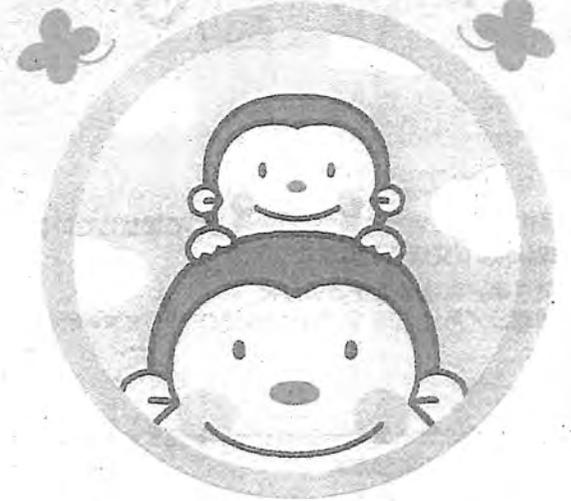
ファミリー・サポート・センター:011-376-6638



地域子育て支援センターの詳細内容は、北広島市公式サイト「北広島市子育てサイト」のページをご覧ください。

北広島市子育てサイト

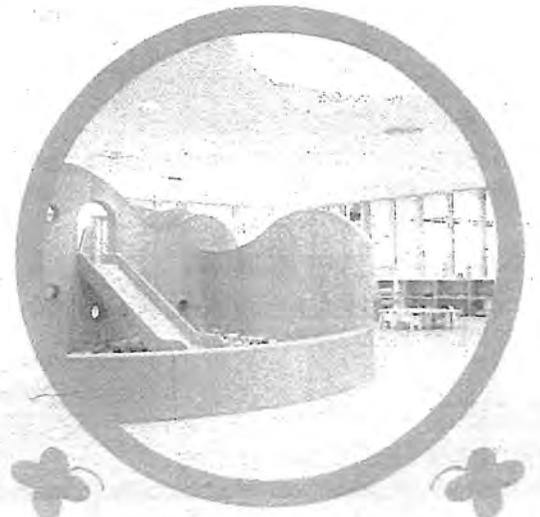
検索



北広島市

地域子育て 支援センター

北広島市役所1階



北広島市 子どもの権利条例

～ 子どもが幸せに暮らせるまちを目指して ～

平成24年6月28日 制定



北広島市子どもの権利イメージキャラクター
けんリーナ

北広島市には、子どもの権利条例があります。すべての子どもには、幸せに生きる権利があります。子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを目指すための条例です。

条例では、子どもの権利の内容や
子どもの最善の利益を確保するための市や大人の役割、
子どもの権利を守るための
救済委員会などについて定めています。

本書の構成

- 条例の制定理由と推進されること
- 条例で定めている主な内容
- 北広島市子どもの権利条例の条例文

条例の制定理由と推進されること

1 北広島市子どもの権利条例の制定理由

世界では今なお多くの児童が、貧困、飢え、武力紛争、虐待等の困難な状況に置かれています。このため国連は、児童の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的に、1989年(平成元年)に「児童の権利に関する条約」を採択しました。日本は1994年(平成6年)にこの条約を批准し、条約の理念実現を目指して、様々な立法や行政措置を進めています。

条約の理念実現には、国だけでなく、子どもの生活に一番身近な地方自治体も子ども施策として取り組むことが大切です。そのためには、地方自治体の法律である条例によって子どもの権利を定め、その条例に基づき子ども施策を進めることが必要となります。

北広島市子どもの権利条例は、基本的人権の尊重を定めている「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」に基づき、北広島市としての子どもの権利を定めたものであり、条約の理念実現を目指す市の子ども施策の基盤となるものです。

2 条例によって推進されること

(1) 子どもが他者との関わり方について理解を深め、社会的に成長すること

子どもは自分の権利が尊重されるだけでなく、他人の権利も尊重することが大切であることを学び、また、そのことを通して社会における他者との関わりについて理解を深めていきます。

(2) 大人が子どもの権利について理解を深めること

大人は、子どもが成長発達する過程で保護や援助が必要な存在であり、基本的人権が尊重されなければならないことについて認識を深め、子どもの権利についての理解を深めます。そのことが、子どもが幸せに暮らせるまちづくりにもつながってきます。

(3) 侵害された子どもの権利の回復

子どもの権利侵害を救済し、権利の回復を支援する救済委員会が設置され、権利の保障が実効性のあるものとなります。

条例で定めている主な内容

この条例は、前文と8章27条で構成されています。子ども(原則として18歳未満)の権利について、主な内容として次のことを定めています。

1 子どもにとって特に保障されなければならない大切な権利を、柱となる4つの権利ごとに定めています。(第2章)

安心して生きる権利



- ・平和と安全な環境の下で生活すること。
- ・自分の命がかけがえのないものとして守られ、尊重されること。
- ・愛情と理解をもって育まれること。
- ・差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと。

守り、守られる権利



- ・権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること。
- ・危険から身が守られること。
- ・個性が認められ、人格が尊重されること。
- ・プライバシーが守られること。

健やかに育つ権利



- ・学ぶことを通して人間的発達を目指すこと。
- ・遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと。
- ・文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと。
- ・自分の将来を決めること。

参加する権利



- ・家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること。
- ・表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- ・仲間をつくり、仲間と集うこと。
- ・情報提供等の適切な支援を受けられること。

2 子どもの権利を保障するために、大人や市の努めなければならない役割を定めています。(第3章、第4章)

(1) 家庭での保護者の役割

- ・子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて子どもを育てる。
- ・子どもの気持ちや考えを受け止め、子どもとよく話しあう。



(2) 学校や施設における職員の役割

- ・子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて子どもを支援、指導する。
- ・子どもの権利について学ぶ機会を設ける。
- ・学校や施設の行事、運営などに子どもが意見を表明し、参加する機会をつくる。



(3) 地域における市民の役割

- ・子どもが健やかに成長できるように支援する。
- ・子どもを見守り、子どもが安心して過ごせるようにする。
- ・子どもが安全に安心して過ごせる居場所をつくる。
- ・スポーツや文化などの地域活動に子どもが意見を表明し、参加する機会をつくる。



(4) 北広島市の役割

- ・子どもの権利をよく理解してもらうための広報、啓発や子どもの権利に関する学習を支援する。
- ・子どもが安全に安心して過ごせる居場所をつくる。
- ・まちづくりや市の施策への子どもの参加を促進する。
- ・保護者が安心して子育てができるように支援する。



3 子どもの権利を保障するため、児童虐待と体罰の禁止、いじめの防止を定めています。(第3章 第15条)

- すべての人が子どもへの虐待、体罰をしない。
- すべての人がいじめを防止する。

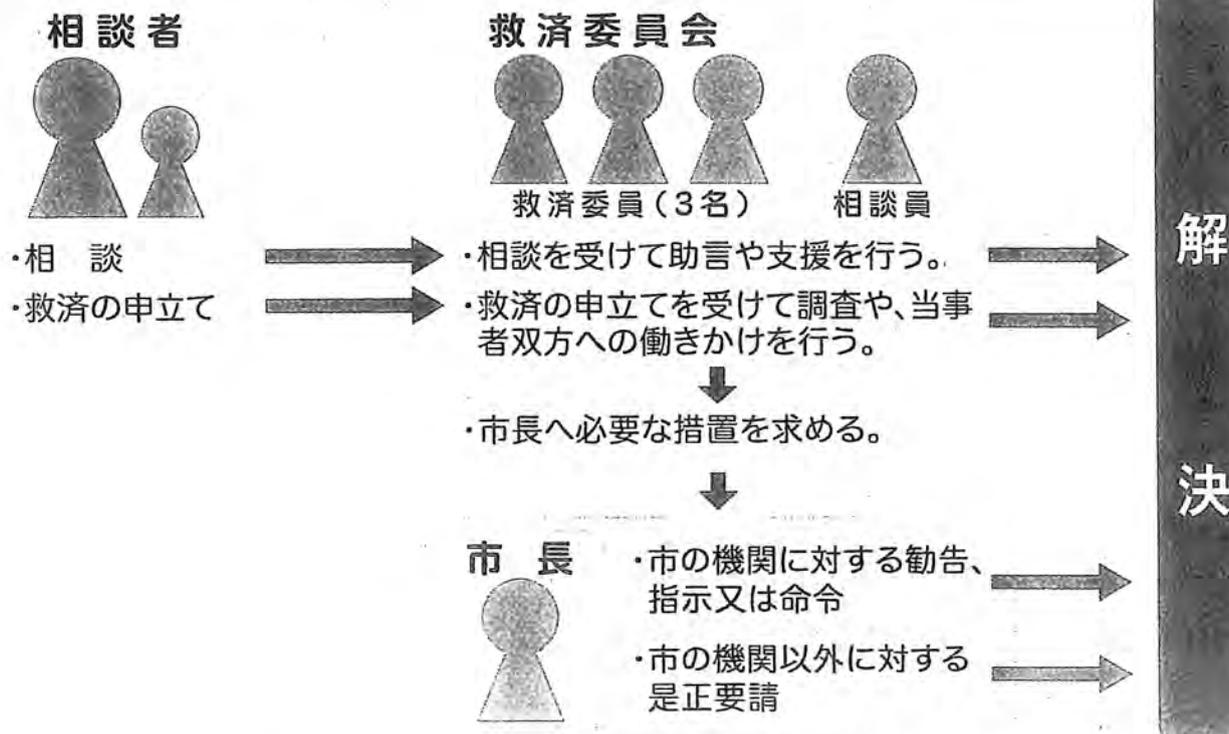
4 子どもの権利を保障するため、相談・救済機関として救済委員会の設置を定めています。(第5章)

いじめや体罰、暴力など権利の侵害を受け、つらい立場にある子どもの相談に応じ、侵害された権利を回復するための支援活動を行うため、救済委員会を設置しています。

なお、相談方法は、次のとおりです。

受付時間	月曜～金曜 10:30～17:00 (祝日、年末年始を除く)
相談方法	<p>①面談 市役所内ほか巡回相談場所 (各児童センター、子育て支援センターあいあい)</p> <p>②電話 011-372-6200 (直通)</p> <p>③メール jkenri@city.kitahiroshima.lg.jp</p> <p>④相談フォーム 市のホームページから直接入力 北広島市子育てサイト>子ども・子育て相談>相談窓口一覧>子どもの権利相談</p> <p>※③、④は 24 時間受け付けていますが、返信は平日の日中になります。 また、返信に時間がかかることがあります。 ※返信メールはパソコンから送信します。上記メールアドレスからの受信拒否設定を解除してください。</p> 

解決までの主な流れ



5 子どもの権利に関する推進計画の策定と子どもの権利に関する施策の推進(第6章 第7章)

子どもの権利に関する推進計画の策定などのために子どもの権利推進委員会を設置し、同計画の策定と、子どもの権利に関する施策の総合的かつ計画的な推進によって、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを着実に進めます。

○子どもの権利推進委員会と子どもの権利推進計画等の関係

子どもの権利推進委員会 (人権、福祉、教育等の分野及び公募による委員)

- ・子どもの権利に関する推進計画の策定、変更に関する調査・審議
- ・子どもの権利に関する施策の実施に関する調査・審議

調査・審議



北広島市

子どもの権利に関する
推進計画の策定、変更

調査・審議

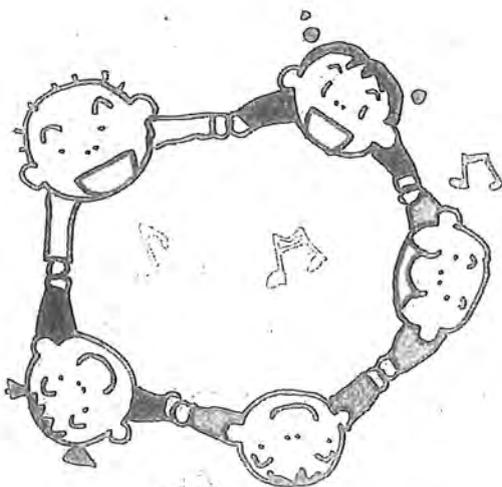


北広島市

子どもの権利に関する施策
の総合的・計画的な推進



子どもが幸せに暮らせる
まちづくりの進展



北広島市子どもの権利条例の条例文

前文

全ての子どもは、生まれたときから尊ばれ、世界でただ一人のかけがえのない存在として、幸せに生きる権利を持っています。この権利は、人間が長い歴史の中で大変な努力をして手にしてきたものです。

子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。また、子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ、自信と誇りを持って生きることが大切です。これらの経験を通して、他の人の権利を大切に、互いに尊重し合う力を身に付け、責任を持って行動できる大人へと成長していきます。

大人は、子どもを差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもの最善の利益のために、共に考え、支えていく責任があります。

子どもは、大人と共に北広島市をつくっていくパートナーです。子どもが参加し、子どもの視点を大切にしておつくれたまちは、全ての人にとってやさしいまちとなります。子どもは、社会の一員として尊重され、大人と共に北広島市のまちづくりを担っていきます。

私たちは、北広島市が平和を願うまちであることに誇りを持っています。平和を願うまち北広島市において、子どもは、これからの社会を築いていく未来への希望であり、平和の灯をいつまでも絶やさないために、大切に育んでいかなければなりません。

私たち北広島市民は、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを目指し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、北広島市子どもの権利条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの権利の保障について必要な事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 市内に居住し、又は通学し、若しくは通勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために通学し、通所し、入所し、又は利用する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、職員等をいいます。
- (5) 市民 市内に居住し、又は市内で活動する者をいいます。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、施策において、その保障に努めなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの成長と養育について第一義的責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 3 施設関係者は、育ち学ぶ施設において、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 4 事業者は、雇用している子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 5 市民は、子どもに関わる場や機会において、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 6 市、保護者、施設関係者、事業者及び市民は、互いに連携して子どもの権利の保障に努めなければなりません。

(権利の普及等)

第4条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その普及に努めるものとします。

- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう、必要な支援に努めるものとします。
- 3 市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、必要な支援に努めるものとします。

(子どもの権利月間)

第5条 市は、子どもの権利について市民の関心を高め、理解を深めるため、北広島市子どもの権利月間(以下「子どもの権利月間」といいます。)を設けます。

- 2 子どもの権利月間は、11月とします。
- 3 市は、子どもの権利月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとします。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、子どもが成長していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安心して生きるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 平和と安全な環境の下で生活すること。
- (2) 自分の命がかげがえのないものとして守られ、尊重されること。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (5) 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと。

(守り、守られる権利)

第8条 子どもは、自分を守り、自分が守られるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること。
- (2) 危険から身が守られること。
- (3) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (4) プライバシーが守られること。
- (5) 誇りを傷つけられないこと。
- (6) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (7) 自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること。
- (8) 自分に関することを決めるとき、適切な支援を受けること。
- (9) 障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること。
- (10) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学び、又は表現することが尊重されること。

(健やかに育つ権利)

第9条 子どもは、自分を豊かにし、健やかに育つために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 学ぶことを通して人間的発達を目指すこと。
- (2) 遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと。
- (4) 自分の将来を決めること。
- (5) 自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること。
- (6) 安心できる居場所が確保されること。

(参加する権利)

第10条 子どもは、自ら社会に参加するために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 情報提供等の適切な支援を受けられること。

第3章 子どもの生活の場における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第11条 保護者は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それに応えていくとともに、子どもと十分に話し合うことに努めなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第12条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な役割を果たすことを認識し、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの権利について学ぶ機会を設けるよう努めなければなりません。

(地域における権利の保障)

第13条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう必要な支援に努めるものとします。

2 市民は、地域において、子どもを育てるという意識を持ち、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第14条 市及び市民は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めるものとします。

(虐待等の禁止)

第15条 何人も、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 何人も、いじめの防止に努めなければなりません。

第4章 子どもの参加の促進

(子どもの参加の促進)

第16条 市は、まちづくり及び施策について、子ども会議の開催等子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設関係者は、育ち学ぶ施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域活動について、子どもがその一員として意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(分かりやすい情報発信)

第17条 市、施設関係者及び市民は、子どもの参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について分かりやすい情報発信に努めるものとします。

第5章 相談及び救済

(救済委員会)

- 第18条 市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するために、北広島市子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」といいます。)を置きます。
- 2 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌します。
- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。
 - (2) 第21条第1項の規定に基づく子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査及び調整を行うこと。
 - (3) 子どもの権利の侵害について、市長に対して、必要な措置を講ずることを求めること。
- 3 救済委員会は、委員3人で組織します。
- 4 救済委員会の委員(以下「救済委員」といいます。)は、人格が高潔で、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が委嘱します。
- 5 救済委員の任期は、3年とします。ただし、救済委員が欠けた場合における補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 救済委員は、再任されることができます。
- 7 市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他明らかに救済委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、第4項の規定による委嘱を解くことができます。
- 8 救済委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。
- 9 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関し必要な事項は、規則で定めます。

(市長が行う措置)

- 第19条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあったときは、関係する市の機関に対し勧告、指示又は命令(以下「勧告等」といいます。)を、市の機関以外のものに対し是正要請を行うことができます。
- 2 市長は、勧告等を受けた市の機関に対し、その勧告等に基づき講じた措置について、報告を求めることができます。
- 3 市長は、必要に応じ、第1項の規定による勧告等及び前項の規定による市の機関からの措置の報告について、その内容を公表することができます。

(救済委員会への協力)

- 第20条 市の機関は、救済委員会の活動に対し、支援しなければなりません。
- 2 市の機関以外のものは、救済委員会の活動に対し、協力するよう努めるものとします。

(相談及び救済の申立て)

- 第21条 何人も、子どもの権利の侵害について、救済委員会に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。
- 2 救済の申立ては、文書又は口頭で行います。

(相談員の設置)

- 第22条 救済委員会の活動を補佐するため、北広島市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。
- 2 相談員は、子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が任用します。

第6章 施策の推進

(関係機関等との連携)

- 第23条 市は、救済委員会によるもののほか、子どもの権利の侵害の防止、相談及び救済について、関係機関等と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(施策の推進)

- 第24条 市は、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、子ど

もの権利について必要な施策を推進するものとします。

2 市は、保護者が安心して子育てができるよう必要に応じた支援に努めるものとします。

(推進計画の策定)

第 25 条 市は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北広島市子どもの権利に関する推進計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。

第 7 章 子どもの権利の保障の推進

(子どもの権利推進委員会の設置)

第 26 条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、北広島市子どもの権利推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を置きます。

2 推進委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関し自ら必要と認めるものについて、市長に意見を申し出ることができます。

(1) 推進計画の策定又は変更に関すること。

(2) 子どもの権利に関する施策の実施に関すること。

3 推進委員会は、委員 10 人以内で組織します。

4 推進委員会の委員(以下「推進委員」といいます。)は、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者及び公募に応じた市民のうちから市長が委嘱します。

5 推進委員の任期は、3 年とします。ただし、推進委員が欠けた場合における補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、規則で定めます。

第 8 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成 24 年 12 月 1 日から施行します。ただし、第 5 章、第 25 条及び第 7 章の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

北広島市子育てサイト (<http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/kosodate/>) に条例と条例の解説を掲載しています。「北広島市子育てサイト → 支援制度・手当 → 子ども・子育て支援関係資料室 → 子どもの権利 → 子どもの権利条例について」からご覧ください。

平成24年11月発行 平成29年11月一部改訂
北広島市保健福祉部子育て支援室児童家庭課
〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1
TEL 011-372-3311 内線2213
FAX 011-398-4306
Eメール: jidou@city.kitahiroshima.lg.jp

旭川市行政調査報告

2018年5月16日(水)

一 地域活性化モデルケース（北のプラチナシティ）について

1 調査目的

(1) 郡山市の現状

日本は少子高齢・人口減少社会に突入している。郡山市でも2015（平成27）年度に「郡山市人口ビジョン」及び「郡山市総合戦略」を定め、将来人口推計に基づいた様々な対策を講じてきている。また、市民が生まれ育った地域で安心して生活できるためには、地域経済を支える産業構造や、教育・子育て・医療福祉や安全・安心の取り組みといった市民生活の現状をふまえた取り組みが重要となる。

ア 人口動態

本市の人口は、2004（平成16）年の339,248人をピークに、東日本大震災直後の人口急減からしばらくは回復基調にあったが、2016（平成28）年度から再び減少傾向となっており、震災の影響を踏まえた将来人口推計として、2040年には281,147人となると予測されている。

特に若年層の転出と出生率の低下が顕著であり、郡山市人口ビジョンでは、「子育て世代の純移動率」及び「合計特殊出生率」の改善により、将来的にも人口30万人規模を維持することが福島県の中核都市である本市の使命となっている。

生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）については、全国的な少子化、首都圏等への人口流出の影響により長期的な減少が予測されており、現実的には、こうした社会情勢に対応した、持続可能な地域社会の構築に向けた施策の展開が求められている。

イ 生活実感

2009（平成21）年度から本市が実施している市民意識調査によると、郡山市を「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と評価している市民は74%～76%程度でこの8年間ほぼ変化がない。また、今後も郡山市に住みたいかという設問では、「ずっと住み続けたい」、「市内の別の地域に住みたい」を合わせた割合も概ね66～70%で、この8年間ほぼ増減がなく、郡山市の住みやすさについては、比較的高い評価を維持している。

ウ 予見可能性の高い課題への積極的対応

すでに到来している少子高齢・人口減少社会を背景として、将来的に起こり得る予見可能性の高い課題が多く指摘されている。

そのため、これらの課題に対して今できることを考えるバックキャストの手法により、様々な取り組みを打ち出すことが求められている。

(2) 調査目的

旭川市は、北海道のほぼ中央に位置する北海道第2の都市（人口343,093人、747㎢）であり、北北海道地区の拠点都市として発展してきたが、1986年をピークに人口は緩やかに減少している。また逆に高齢化率は上昇し、全国平均を上回るなど、少子高齢化が顕著になってきている。

この少子高齢化社会を乗り越え、市民がいきがいを持って暮らしていけるよう、集積する医療機関・豊富で魅力ある食資源・陸路及び空路の交通の要所など旭川市の強みを生かした取組によって、“北のプラチナシティあさひかわ”を実現し、地域の活性化を図ることとしている。

旭川市は、人口、市域面積とも郡山市とほぼ同じであり、“北のプラチナシティあさひかわ”実現のための地域再生計画の内容と進行状況は、本市の様々な課題の解決に参考となると考え、調査研究を行うこととした。

2 「旭川市地域再生計画」について

(1) 地域再生計画の目標

【地域の概要】

旭川市は北海道のほぼ中央に位置し、面積は747.60km²、人口は約347千人（平成22年国勢調査）を擁する、北・北海道の拠点都市である。

地形は海面上約111mの高原地帯で地勢は一般に平坦であり、上川盆地の中心部に位置することから、典型的な内陸気候であり日中の寒暖差が大きく四季の変化に富んでいる。また、有感地震や風水害等もごくまれである。

大雪山連峰などの山々に囲まれ、石狩川をはじめとする多くの河川が流れ、豊富な水が米や野菜をはじめとする農産物の恵みを与えている。また、北・北海道の中央に位置しているため、日本海やオホーツク海の魚介類が新鮮なまま運ばれて来るなど 魅力ある農畜産物、海産物などの食資源の集積地である。

また、昭和47年には、日本初の恒久的歩行者天国である「平和通買物公園」が整備され、昭和52年の1日当たりの延べ通行量が36万人を越えるなど市内中心部の賑わいを支えてきた。

さらには、旭川医科大学病院をはじめとする5つの総合病院と252カ所の一般診療所があり、平成24年における人口10万人当たりの医師数（364.1人）や病床数（2,120.8床）は、全国平均（医師数：237.8、病床数1,237.7床）を大きく上回っており、あわせて福祉関連施設も充実している。

現在、北・北海道における拠点的都市としての役割を担いながら、上記のような旭川市が有する地の利や地域資源などを生かし、様々な施策に取り組んできている。

【地域の現状と課題】

1) 人口減少と超高齢化の進展

旭川市の人口は、戦後以降、経済成長などの要因により増加し続けていたが、昭和60年の363,631人（国勢調査）をピークに減少傾向に転じ、平成22年調査時には347,095人にまで減少している。

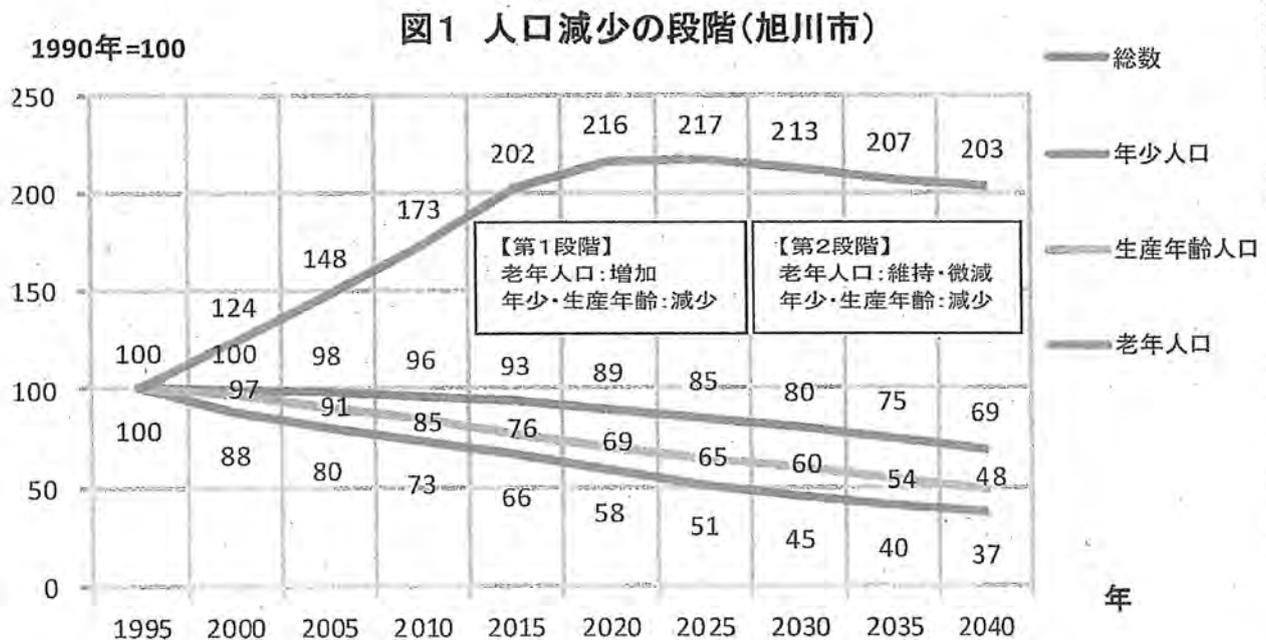
将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2010年の人口と比較し2030年には約2割、2040年には約3割の人口が減少すると報告されている。

また、旭川市における現在の「人口減少段階」は、老年人口が増加する「第1段階」にあるが、2025年頃に高齢人口が維持・微減する「第2段階」に入り、しかも、「第2段階」に入っても、なお高齢化率は上がり続け、2040年には43.4%になるとの推計結果が出ている。

総人口と高齢化の推移

	総人口 (人)		老年人口 (人)	高齢化率 (%)
		H22 = 100		
昭和50年(1975)	320,526	108.3	20,165	6.3
昭和55年(1980)	352,619	101.6	26,003	7.4
昭和60年(1985)	363,631	104.8	32,683	9.0
平成2年(1990)	359,071	103.5	41,618	11.6
平成7年(1995)	360,568	103.9	53,211	14.8
平成12年(2000)	359,536	103.6	65,866	18.3
平成17年(2005)	355,004	102.3	78,781	22.2
平成22年(2010)	347,095	100.0	91,937	26.5
平成32年(2020) (推計)	322,296	92.9	115,022	35.7
平成42年(2030) (推計)	288,229	83.0	113,092	39.2
平成52年(2040) (推計)	249,237	71.8	108,164	43.4

※ 昭和55年～平成22年値は国勢調査、平成32～52年値は「国立社会保障・人口問題研究所」による将来推計人口



2) 製造業の規模縮小

これまでの旭川市の製造業の構成は、食料品、繊維、家具などの生活関連型産業、木材、紙・パルプ、金属製品などの基礎素材型産業、一般機械器具などの組立型産業の各産業が一定程度の規模で立地しており、製造品出荷額等は平成4年のピーク時には2,971.7億円であった。しかし、これ以降の度重なる経済不況の影響を受け平成23年は1,767.3億円と約4割も減少している。

かつて、旭川市の主要産業であった「木材・木製品製造業」及び「家具・装備品製造業」は、平成4年にはそれぞれ約270億円の出荷額を誇っていたが、木材については道内産の資源枯渇、家具については国内外の低価格商品の普及などにより現在はいずれも

約73億円と約4分の1にまで産業規模が縮小している。また、パルプ・紙・紙加工品製造業及び金属製品製造業の落ち込みも著しい。これらに伴い事業所数及び従業者数も同様に大きく減少した。

	事業所数 (事業所)		従業者数 (人)		製造品出荷額等 (億円)	
	H4	H23 (対H4)	H4	H23 (対H4)	H4	H23 (対H4)
総数	748	405 (54.1)	18,084	8,687 (48.0)	2,971.7	1,767.3 (59.5)
食料品製造業	138	92 (66.7)	4,198	2,700 (64.3)	647.2	483.7 (74.7)
木材・木製品製造業	76	30 (39.5)	1,673	398 (23.8)	271.8	73.9 (27.2)
家具・装備品製造業	104	37 (35.6)	2,340	732 (31.3)	272.8	72.9 (26.7)
パルプ・紙・紙加工品製造業	19	8 (42.1)	1,106	380 (34.4)	421.8	290.3 (68.8)
金属製品製造業	99	62 (62.6)	1,511	870 (57.6)	263.4	107.8 (40.9)
その他	312	176 (56.4)	7,256	3,607 (49.7)	1,094.7	738.7 (67.5)

3) 高齢者の生活不安の解消や生きがいづくり

旭川市の高齢化率は、平成26年9月末現在で全国平均（24.1%）を上回る29.3%で推移し、また、一人暮らしの高齢者数は平成12年国勢調査時では10,697人だったのが平成22年調査時には18,053人に増加し、介護を必要とする高齢者も平成15年度の11,755人から平成25年度には20,084人とこの10年間で約7割も増加している中、高齢者が地域で孤立することなく、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援に関する適切なサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の確立を目指し、保健・医療・福祉の連携により、高齢者を包括的・継続的に支援することが必要である。

このため、地域包括支援センターの専門職が連携して、地域における関係者のネットワークを形成し、地域が抱える課題の解決を図ることが重要である。また、高齢者が地域で生き生きと生活するためには、生きがいを持って活動することが重要であり、このためには高齢者の仕事・学習・趣味を通じた生きがいを実現する活動の拠点整備や、幅広い世代の地域住民とのふれあいの機会の拡大などが必要である。

【地域再生計画の数値目標】

地域活性化に向けた目標

旭川市が持つ「医療機関の集積」「豊かな自然」「良質な食材の集積地」などの特性や地域資源を最大限に活用した取組を実施し、地域活動や経済の活性化を図ることで地域の暮らしと経済を支えるとともに、今後さらに加速していくと考えられる人口減少及び高齢化に対応していくため、高齢者（シルバー世代）をはじめ多くの世代の人々がより充実した生活を送ることができる活力ある都市「北のプラチナシティ あさひかわ」の実現を目指す。

具体的には、地域再生に関する制度を活用しながら、以下の3つの分野において関連事業を総合的に実施していく。

1) 高齢者等の暮らしの安心づくりための環境整備

旭川市の中心市街地において「医療機関の集積」「買物公園※1」「郊外からのアクセスの良さ」などの特長を生かした高齢者が住みやすいまちづくりに向けて、住居の整備をはじめ、医療・介護・学び・社会活動・癒やし（保養や健康の維持に有効な食事）など様々な機能を取り入れた地域包括ケアシステムを先行モデル地区（緑が丘地区）での成果を取り入れながら構築していくことを目指す。

また、その居住のためのまちなか拠点として「まちなかプラチナベース（高齢者が生きがいをもって生活・活動する中心市街地の拠点エリア）」を整備し、高齢者等の多様な生きがいや充実した生活を実現できる機能集積を図る。

また、これらにより中心市街地及び緑が丘地区における居住人口の増加による地域の活性化を目指す。

※1 買物公園：旭川駅北側に位置し、昭和47年に日本初の恒久的な歩行者天国として整備され、百貨店や多くの小売店、飲食店等が集積している。

【目標1】

緑が丘地区地域包括ケアシステムの日常生活圏域として想定している
区域（緑が丘中学校校区）の住民基本台帳人口

平成26年10月1日 21,317人

↓

平成31年10月1日 21,041人

【目標2】

中心市街地（旭川市中心市街地活性化計画における計画区域内）の人口

平成26年9月末 9,641人 → 平成31年9月末 10,465人

2) 地域の資源や特性を活用した取組による移住者、交流人口の拡大及び企業誘致

旭川市には、大雪山を源流とする石狩川をはじめとする多くの川やその水により育まれた豊かな緑などの雄大な自然があり、また、広大で肥沃な大地で生産される米や野菜などの農産物、さらには、市内中心部には特色ある中心市街地や医療機関が集積しているなど、様々な地域資源や特性を有している。

今後は、食料の供給や短期的な観光客の受入れのみならず、北・北海道の食を広く発信する施設の整備、観光振興、企業誘致など地域資源や特色を生かした様々な取組により、大都市圏に集中する高齢者や癒しを求める人々の長期療養拠点、就労のための移住先となり、旭川市の定住人口及び交流人口の増加を図る。

【目標1】

年間の市内宿泊施設の宿泊延数

平成25年度1,149,066泊 → 平成31年度1,210,000泊

3) 「食」を軸にした地域産業の活性化

旭川市は、市内で生産されている「ゆめびりか」をはじめとする良質でおいしい米や多品種の野菜などの地元農産物に加え、北北海道の沿岸の都市から海産物が新鮮なまま届くなど、魅力ある食材の集積地となっている。

これらの優位性のある「食」を軸にした取組として、安心でおいしい付加価値の高い食品の開発や、食のイベントを実施し、北北海道地域の食品の魅力の向上、国内外への販路拡大、地域における起業等を推進するとともに、更には、食を通じた都市・農村交流の推進も図るなど、農業を含めた地域産業の活性化を図る。

【目標1】

食料品製造業に係る製造品出荷額等（工業統計調査）

平成24年500.4億円 → 平成31年558.2億円

(2) 目標を達成するために行う事業

【全体の概要】

目標の達成に向けては、前項の3つの分野に関する以下の事業を実施していくこととするが、これらの事業の実施による効果がより高まるよう、各事業を有機的に関連させるとともに、旭川市が独自に実施する事業により補完していくものとする。

1) 高齢者等の暮らしの安心づくりのための環境整備

地域包括ケアシステムの仕組を取り入れた「まちなかプラチナベース」構想の実現を目指す中で、サービス付高齢者住宅等の整備の促進を図るとともに高齢者等の屋外の歩行に係る安全性・快適性の確保のためキャノピー（天蓋付歩行空間）の整備を行う。

また、旭川医科大学のある地域において、コミュニティ施設の整備により、特色ある「地域包括ケアシステム」が構築される先行的なモデル地区を形成する。さらに、高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、高齢者が持つ知識や技術や技能を地域に生かす取組を行う。

2) 地域資源や特性を活用した取組による移住者、交流人口の拡大及び企業誘致

旭川市において、交流人口の拡大に不可欠な基盤の一つである「旭川空港」については、現在、国内線では東京、名古屋（中部）、関西・大阪（季節運航）便、国際線では台湾、韓国（季節運航）便、中国（北京、上海）便が定期路線として就航している。

今後も交流人口の増加に向け路線の拡大を目指すとともに、空港利用者を増加させるため、快適で魅力ある空港とするための取組を行っていく。

併せて、地域観光の振興に向け、地域の資源や特性を生かしたイベントの開催をはじめ、近年、増加している外国人観光客にとって、観光しやすい環境の整備を行う。また、旭川市が都市圏に集中する高齢者や癒しを求める人々の移住や長期療養拠点となるよう、旭川市や北北海道の新鮮で良質な農畜産物や魚介類などの食材、医療機関の集積、雄大な自然などの地域資源を組み合わせ、グリーン・ツーリズムの推進やストレスケアツーリズム（癒やし）のコンテンツの開発と商品化を行う。

さらには、自然災害が極めて少ない本地域の優位性を生かし、首都圏等からの企業移転と多様な産業の集積に向け、地元企業の事業拡大や誘致企業の立地の受け皿となる産業用地の造成・分譲を行う。

3) 「食」を軸にした地域産業の活性化

旭川市の食の更なる魅力向上に向けた取組として、地域食材を活用した機能性食品の開発に取組むとともに、地域の農産品の多用や食物アレルギー対応を踏まえた食事メニュー（主食・主菜・副菜・汁物・デザート）の試作・開発機能等を持つ給食センターを整備し、児童生徒や高齢者がおいしく安心して食べられる食事メニューの開発などを行う。

4) その他

旭川の地域再生計画に関わる医療・介護・福祉、観光、ヘルスケア、食品製造などの様々な分野の創業者や創業して間もない企業への資金的な支援（出資）のため、旭川市、道北管内の金融機関、投資運用事業会社等で新たに地域ファンドを組成し、旭川市の既存の産業支援施策と組み合わせることで、切れ目のない支援により食料品製造業をはじめとする本計画に関連する産業分野の創業や事業の拡大を支援する。

【その他の事業】

複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

【高齢者等の暮らしの安心づくりのための環境整備（緑が丘地区）】

① 独自の取組として実施する事業

イ 地域包括ケアシステムの先行モデル地区の形成

事業概要：

地域包括ケアシステムを構築するためには、医療・介護や介護予防・生活に関する支援や相談・住まい・生きがいづくり等のサービスを一体的に受けられる環境が必要であり、これらが既に揃っている地域は稀である。

中心市街地において、いち早く、また効果的に地域包括ケアシステムを構築していくため、旭川医科大学周辺に軽費老人ホーム、リハビリ施設、福祉専門学校等が集積しているという優位性を生かし、これらが所在する「緑が丘地区」において、各機関と地域住民との連携のもと、地域活動の活性化も図る先行モデル地区の形成に向け、今後の旭川市の地域包括ケアシステムの効果的な運用に資する地域包括支援センター及び高齢者の生きがいづくりの機能を有する新たな地域コミュニティ施設を平成28年度から整備する。

実施主体：旭川市

事業期間：平成28年度平成29年度

② 独自の取組と密接に関連して実施する事業

ロ 地域ネットワークの形成による共助・協働の推進

事業概要：

多くの地方都市が抱える、人口減少・少子高齢化、単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化など様々な課題は、旭川市においても同様である。

このような状況の中、将来にわたって高齢者や障害者、子どもなどの弱い立場の人々をはじめとした全ての住民が地域で安心して、また生きがいを持って暮らせる、

「地域主体」「市民主体」の持続可能なまちづくりが、今後においては必須となっている。

このため、緑が丘地区の地域包括ケアシステムの機能のうち生活支援を支える組として、市民や市民団体、企業・NPO、行政などからなるネットワーク組織を形成し、緑が丘地区のコミュニティ施設を活動の拠点としながら「高齢者の生きがいづくり」「高齢者の見守り」「健康づくり」「地域防災」「交通安全」「バリアフリー化」「除雪」などについての共助・協働の手法の検討や具体的な事業を実施する。

実施主体：旭川市、民間事業者

国の補助：地域再生に資する共助の基盤づくり事業を想定

事業期間：平成27年度～

【高齢者等の暮らしの安心づくりのための環境整備（中心市街地）】

① 独自の取組として実施する事業

イ まちなかプラチナベース構想の推進

事業概要：

中心市街地において、首都圏からの高齢者の移住促進や優良な住宅の確保によるまちなか居住者の拡大による定住人口の増加を図るため、「まちなかプラチナベース」内で、高齢者が安心・快適に、また、「生きがい」をもった生活ができ、「健康な時期」「介護を要する時期」「寝たきりの時期」など、個々の健康状態に応じた医療・介護などのサービスが提供できる包括ケア体制を構築し、民間事業者と連携しながら「病院」「サービス付き高齢者向け住宅」「特別養護老人ホーム」「介護職員の教育施設」「生きがいづくりのための施設」などの集積を図っていく。

事業期間：平成27年度～平成31年度

② 独自の取組と密接に関連して実施する事業

ロ 買物公園キャノピー整備事業

事業概要：

“北のプラチナシティ あさひかわ”の実現を目指す中で、地域包括ケアシステムの先行モデル地区で培った地域包括ケアのソフト面の運用ノウハウを用いながら形成する「まちなかプラチナベース」内に住む高齢者などの屋外での歩行に係る安全性・快適性等の確保のため、まちなかプラチナベース内の買物公園（歩行者専用道路）において、地域包括ケアシステムの構築に備え、雨や雪を気にせず安心して歩行できる施設としてキャノピー（天蓋付歩行空間）の整備を行う。

実施主体：旭川市

国の補助：国土交通省所管の「社会資本整備総合交付金」を活用予定

事業期間：平成27年度～平成28年度

【地域資源や特性を活用した取組による移住者、交流人口の拡大】

① 独自の取組として実施する事業

イ「SORAの駅」構想の推進

事業概要：

旭川市には、地元で生産された多種多様の農畜産物と北北海道の各都市との陸路の

結節点という特性から日本海やオホーツク海から新鮮な魚介類が集まってくる。

今後、こうした強みに加え雄大な自然や「旭山動物園」などの観光資源を組み合わせ、近年、増加しつつある航空機利用による海外からの観光客をはじめ、自家用車やバス利用の観光客、近郊の住民及び市民に対して北北海道の豊富な食資源、観光、文化など多くの魅力を発信し、さらなる観光客等の増加による物産品等の販売量の拡大と交流人口の拡大を図っていく必要がある。

このため、旭川空港敷地内の土地を活用し、食の素材から加工品までを幅広く販売する物販店、地域の食素材の魅力を生かした飲食店、北北海道の観光情報などを提供する情報発信機能、商談などが行える機能を有するなど、北北海道の食資源のバザールと食ビジネスにとっての国内外への「ゲートウェイ」となる施設として「SORAの駅」を整備する。

実施主体：旭川市

事業期間：平成27年度～

② 独自の取組と密接に関連して実施する事業

ロ おもてなし観光推進費

事業概要：

観光客の受入体制を向上させ、滞在時間の増大と消費拡大を図るため、主要観光スポットについて、乗降車バス停の周辺地図と時刻表をまとめたパンフレットを作成し、観光案内所、宿泊施設等で配付、ホームページ上でも公開する。

また、観光看板を設置し、観光客の利便性向上を図るとともに、観光看板にスマホを活用したWi-Fiスポットや飲食店の外国語メニュー、施設概要など情報提供機能を付属させ、観光客により質の高い体験を促す。

実施主体：旭川市

国の補助：国土交通省所管の「社会資本整備総合交付金」を活用予定

事業期間：平成27年度～平成31年度

ハ メンタルヘルスケアツーリズム推進事業

事業概要：

地域の高齢者や首都圏企業の従業員に対し各種の保養プログラムを提供するため、旭川医科大学の研究成果である森林浴によるストレス軽減効果を実証し、商品化を進める。

同時に北北海道の魅力ある「食」や旭川市の雄大な自然や「旭山動物園」をはじめとする「観光・体験」などの分野で「癒やし」に寄与するコンテンツの開発と商品化を行い、総合的な「癒やし」観光の先進地を目指す。

実施主体：旭川市

国の補助：地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用予定

事業期間：平成27年度～平成31年度

【「食」を軸にした地域産業の活性化】

① 独自の取組として実施する事業

イ 試作研究機能等を持つ給食センターの整備

事業概要：

旭川市における「食」を軸にした地域産業の活性化に向けた取組の一つとして、今後、建替えを予定している「東旭川学校給食共同調理所」に、通常の学校給食の調理機能に加えて、地元農産物や抗酸化機能を有する素材を多用する学校給食や民間事業者による活用を想定した福祉施設等への宅配向け食事メニュー開発のための試作研究機能等を付加する。このため、平成27年度に当該施設の整備に必要な設計業務を実施する。

実施主体：旭川市

事業期間：平成27年度～

② 独自の取組と密接に関連して実施する事業

ロ 東旭川学校給食共同調理所改築費

事業概要：

東旭川学校給食共同調理所では、現在、小学校6校、中学校3校の給食を提供しているが、昭和43年3月に建設されてから46年を経過し、老朽化の進行とともに、施設設備の維持管理や衛生管理の水準確保に苦慮している状況であり、給食施設の建替えが喫緊の課題となっている。

このため、高い衛生水準を確保し、また、食物アレルギーなどにも適切に対応できる学校給食共同調理所の整備を基本としながら、これらの機能に加え、学校給食共同調理所と地域住民や農業者等の関係者とが連携しながら地元農産物の消費拡大や子どもの食育や栄養指導・相談などに関する取組のための場の整備、炊き出し機能による災害時の備えなど複合的な機能を持つ新しいタイプの学校給食共同調理所（地域の食の拠点施設）の整備を行う。

実施主体：旭川市

国の補助：文部科学省所管の学校給食施設整備費補助金及び学校給食設備整備費補助金を活用予定

事業期間：平成27年度～

ハ あさひかわ健康食づくり推進事業

事業概要：

旭川市の地域資源の一つである食の魅力を最大限に活用し、付加価値が高く、市場ニーズにより適した地場産品が求められているため、地元食品加工業者等と、これを支援する旭川食品産業支援センター、更には、食品素材抗酸化データベースを作成、所有する抗酸化機能分析研究センター（旭川医科大学）が連携し、機能性食品等の開発を行う。

実施主体：民間事業者等

国の補助：地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用予定

事業期間：平成27年度～平成31年度

支援措置によらない独自の取組

【高齢者等の暮らしの安心づくりための環境整備】

イ 地域を支えるシニア世代人材育成事業

事業概要：

少子高齢化社会が急速に進展する中、地域においてシニア世代の果たす役割がますます重要となっていることから、「旭川シニア大学」等での学びの成果を自身も生きがいを持ちながら積極的に地域に生かせるよう、まちづくりに貢献しようとする人材を育成するための環境を整備する。

実施主体：旭川市

事業期間：平成23年度～平成31年度

【地域資源や特性を活用した取組による移住者、交流人口の拡大】

イ 冬期観光滞在促進事業

事業概要：

旭川の冬を代表するイベントの開催や旭川ならではの体験メニューを実施し、国内外に広く情報発信することより、宿泊稼働率が低下する冬季の観光客誘致を進め、滞在型観光の推進を図る。

実施主体：旭川市

事業期間：平成27年度～平成31年度

ロ グリーン・ツーリズム推進事業

事業概要：

農業経営の安定的発展と農村地域の活性化のため、都市と農村の交流を通して、都市住民の農業・農村体験ニーズへの充足及び農業・農村への理解を促進し、地元農産物の需要拡大を図るとともに、農家自らが取り組むグリーン・ツーリズム関連ビジネスを育成・支援する。

実施主体：旭川市

事業期間：平成22年度～平成31年度

(4) 目標の達成状況に係る評価に関する事項

目標の達成状況にかかる評価の手法

設定した目標の達成状況及び進捗状況については、各指標の年度単位集計を行い、事業の効果等について評価を行う。

評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

- ① 緑が丘地区地域包括ケアシステムの日常生活圏域として想定している区域（緑が丘中学校校区）の住民基本台帳人口を指標とし、取組の実施による効果による減少の緩和数を加算していく。

⇒ 毎年10月1日現在の旭川市の住民基本台帳人口により把握

- ② 中心市街地（旭川市中心市街地活性化計画における計画区域内）の人口を指標とし、1年当たりの増加の目標数を加算
⇒毎年10月1日現在の旭川市の住民基本台帳人口により把握
- ③ 年間の市内宿泊施設の宿泊延数を指標とし、1年当たりの増加の目標数を加算
⇒市内の宿泊施設（ホテル・旅館）からの定期的な報告に基づく数値により把握
- ④ 社会動態のうち道外からの転入者数を指標とし、1年当たりの増加の目標数を加算
⇒毎年10月1日現在の旭川市の住民基本台帳人口により把握
- ⑤ 食料品製造業に係る製造品出荷額等を指標とし、1年当たりの増加の目標数を加算
⇒毎年の工業統計調査の確報値により把握

6 考 察

旭川市では、“北のプラチナシティー”（誰もが多様な生きがいを見つける積雪都市）を目指して、取組が進められていた。

都市生活のハブ（つながり、認め合い、生きがいの実現）を目指すとともに、まちなか定住人口の増加、交流人口（滞在者）の増加、食品製造出荷額の増加を実現するため、「健康」のハブ機能、「食」のハブ機能の2点に重点を置き、取組が行われていた。

「健康」のハブ機能では、積雪寒冷地に築いた都市基盤を磨き上げ人々の活力にするため、まちなかプラチナスペースの整備（高齢者の心の健康づくり・まちなかの居住のさらなる促進）、アクティブ買物公園の整備（（仮称）パークレール、天蓋付歩行空間）、などをリーディングプランとして様々な取組が進められていた。

次に、「食」のハブ機能では、旭川空港を利用した（仮称）SORAの駅（食の一大バザール）の整備、北の発酵FOODの開発（旭川医大、旭川食品産業支援センター等の支援）、研究開発機能等を備えた給食センターの整備などを中心として、自然の恵み、大地の恵みを人々の活力とするため様々な事業が行われていた。

今後これらの事業が、どのように進んでいくのか、注視していきたい。

また、まちなかプラチナベースの整備（都市の中心部への高齢者住宅や医療・介護施設の配置等）、より高齢者等が買物がしやすい環境の整備（アクティブ買物公園・天蓋付歩行空間）についても、今後の事業の推移を見守っていきたい。

現在、郡山市でも大町の土地区画整理や駅東口の整備が進められている。

今回行政調査を行った、旭川市の“北のプラチナシティー”の発想等を取り入れ、本市にカスタマイズして進めていくことが必要である。

7 調査の様子



社民党市議団会長挨拶
飛田 義昭



旭川市総合政策部政策調整課
主幹 北嶋 一雅氏
主査 狩野 大助氏



調査の様子
(飛田会長、八重樫幹事長、飯塚)



旭川市役所玄関にて



買物公園



旭川駅前北彩都病院



旭川市議会事務局
議会総務課

主査
佐原 聖二郎
SAHARA SEIJIRO

〒070-8525
旭川市6条通9丁目46番地
TEL 0166-25-6380
FAX 0166-24-7810
E-mail
gikai_somu@city.asahikawa.lg.jp



旭川市総合政策部
政策調整課

主 幹
北 嶋 一 雅

〒070-8525 旭川市6条通9丁目
TEL(0166)25-5358
FAX(0166)23-8217
E-mail: [REDACTED]



旭川市 総合政策部
政策調整課

主 査
狩 野 大 助
Karino Daisuke

〒070-8525 旭川市6条通9丁目
TEL(0166)25-5358
FAX(0166)23-8217
E-mail: [REDACTED]

北のプラチナシティ―“あさひかわ”を目指して― 誰もが多様な生きがいを見つける積雪寒冷都市

【当市の強みと役割】

当市は、我が国最北に位置する拠点都市であると同時に、良質な食材の宝庫で、多くの医療機関が集積するなどの強みを持っている。

今回の提案では、当市が果たすべき次の3つの役割から、積雪寒冷地という気候条件や旭川医科大学の研究テーマなど、地域の特性や資源を活かした取組を通じて、少子高齢化に対応したモデルケースとなるまちづくりを進めていく。

(1) 我が国の中で果たす役割(東京から見た旭川の視点)

「良質な食材」「医療集積」「豊かな自然」を活かし、生きがいを求める高齢者や癒しを求める人々の療養や移住の受け皿に

(2) 地域の中で果たす役割(北・北海道から見た旭川の視点)

「交通の拠点」「食材の集散地」「産業支援機能」を活かし、北・北海道の食を全国へ発信し、地域産業を底支え

(3) 中心市街地が果たす役割(郊外から見た中心市街地の視点)

「買物公園」「医療集積」「郊外アクセスの良さ」を活かし、冬でも便利で快適な移動手段や、生きがい溢れる充実した生活を実現

これらの役割を果たすためには、「都市機能の整備・集積」と合わせて、経済の動脈である「地域産業の成長」を一体的に推進することが不可欠
(※北海道産業競争力強化戦略の取組の方向性に合致する。)

【目標像】

進め方として、中心市街地での高齢者等の多様な生きがいの実現や、健康で安心な暮らしの提供によるまちなか居住の促進、観光客等への「食」や「観光」の魅力を増すとともに、寒さが旨味を育む北・北海道の農・畜・海産物を活用した健康食などの商品開発と販路拡大により産業の活性化を図る。「健康」と「食」という2つのアプローチで、高齢者(シルバー世代)がより充実した生活ができる活力ある都市(プラチナシティ)を実現したい。

また、今回の提案により、大型店出店が予定され、商店街の衰退が懸念される地方都市のモデルとしても、先導的役割を果たしたい。

なお、策定中の次期総合計画(H28年度～)に、今回の提案の考え方を反映させていく考えである。

現状分析(都市・地域の超高齢化・人口減少社会の実態等)

◆当市の人口は349,316人(H25.9月末現在)で、過去4年間で3,819人(約1.1%)も減少した。

◆一方、中心市街地活性化基本計画に基づく子育て支援施設併設型住宅など、まちなか居住の促進の取組みで、中心市街地人口が185人(H22-25)の増加。また、買物公園約1kmに約330の屋台が軒を連ねる「北の恵み食べマルシェ」の実施など来街者を増やす取組みが奏功し、H元年以来はじめて歩行者通行量が増加に転じた。

◆当市の高齢化率は、H25年9月末現在で全道平均(65歳以上26.7%)を上回る28.1%で推移しており、対応が急務である。

◆医療環境は、H24年12月末における人口10万人当たり医師数が364.1人で全国平均237.8人、全道平均235.4人を大幅に上回る。同じく病床数も当市2,120.8床(全国平均1,237.7床、全道平均1,786.7床)。旭川医科大学では、道産食材の機能性分析など健康づくりの取組が行われている。

◆製造品出荷額で道内市中第7位と、人口規模に比べ低位。良質な素材を活用した売れる食品開発により付加価値を高め、外貨を稼ぐ必要がある。

地域活性化に向けた目標

◆中心市街地の魅力と機能の向上によって、まちなか居住の質・量が充実し、定住人口が増加する状態を目指す。

・中心市街地人口:H25年度9,679人→H30年度10,300人

◆当市を訪れる人々に豊かな自然や美味しく健康的な食を提供し、滞在者が増加する状態を目指す。

・宿泊延数:H24年度1,152,189泊→H30年度1,200,000泊

◆北・北海道の食材を活用した加工食品や健康食などの開発と販売により、産業が活性化する状態を目指す。

・食料品製造出荷額:H24年500.4億円→H30年550億円

北のプラチナシティ“あさひかわ”を目指して — 誰もが多様な生きがいを見つける積雪寒冷都市 —

都市生活のハブ(つながり, 認め合い, 生きがいの実現)

まちなか定住人口の増加

交流人口(滞在者)の増加

食品製造出荷額の増加

「健康」のハブ機能

「食」のハブ機能

積雪寒冷地に築いた都市基盤を磨き上げ人々の活力に

自然の営み, 大地の恵みを人々の活力に

◆まちなかプラチナベースの整備
(高齢者の心の健康づくり)
(まちなか居住の更なる促進)

◆(仮称)SORAの駅
食の一大バザールの整備

技術者OB活用

中心市街地で安心の暮らし
多様な生きがいを提供

長期滞在の
場を提供

健康食提供

健康食提供

○積雪寒冷地型スマートハウスの
整備

○ストレスケアツールの推進

◆北の発酵FOODの開発

省エネな住まいを提供

健康食提供

◆アクティブ買物公園の整備
(仮称)パークレール
(天蓋付歩行空間)

高齢者が冬期間でも
安心して外に出かける

○研究開発機能等を備えた
給食センターの整備

技術者OB活用

“歩き”の相乗効果

○積雪寒冷地・高齢者対応ユニバーサル製品の開発

※「◆」は今回の提案のリーディングプランとなる取組

「健康」のハブ機能

《組み合わせて実施したい》

◆まちなかプラチナベースの整備《生きがいがづくり(高齢者の心の健康づくり)》

- 買物公園周辺に以下の機能を持つ拠点を整備
- ・仕事・学習・趣味を通じて高齢者に生きがいを提供
- ・シニアまちなかコンシェルジュ、シニアビジネスアドバイザーの設置
- ・質の高いサービスを提供する介護者養成の教育機関の設置

介護の人材の供給
(産業として自立できる所得水準の確保)

シニアビジネスアドバイザーが助言等

シニアビジネスアドバイザーが助言等(技術者OBの活用)

◆アクティブ買物公園の整備

- ・(仮称)パークレール(スロープカー)の設置
- ・キャンピー(天蓋付歩行空間)の整備
- ・冬でも快適なまちなか移動手段を整備

中心市街地では
日本初

冬期間でも高齢者等が安心して外に出かける歩行空間

- 積雪寒冷地・高齢者対応ユニバーサル製品の開発
- ・冬でも走れる電動車いすなど

◆北の発酵FOODの開発

地元食材を活用した安全で美味しい食事の提供

○ストレスケアツーリズムの推進

(プライマリーケア)
首都圏企業の従業員にストレスケア保養プログラム提供
高齢者等が長期滞在して保養プログラム実践
医療機関との連携により健康食等も提供

中心部の住宅を首都圏の高齢者などの癒やしの長期滞在拠点に

除雪の負担が少ない中心市街地で高齢者が安心の暮らし

◆まちなかプラチナベースの整備

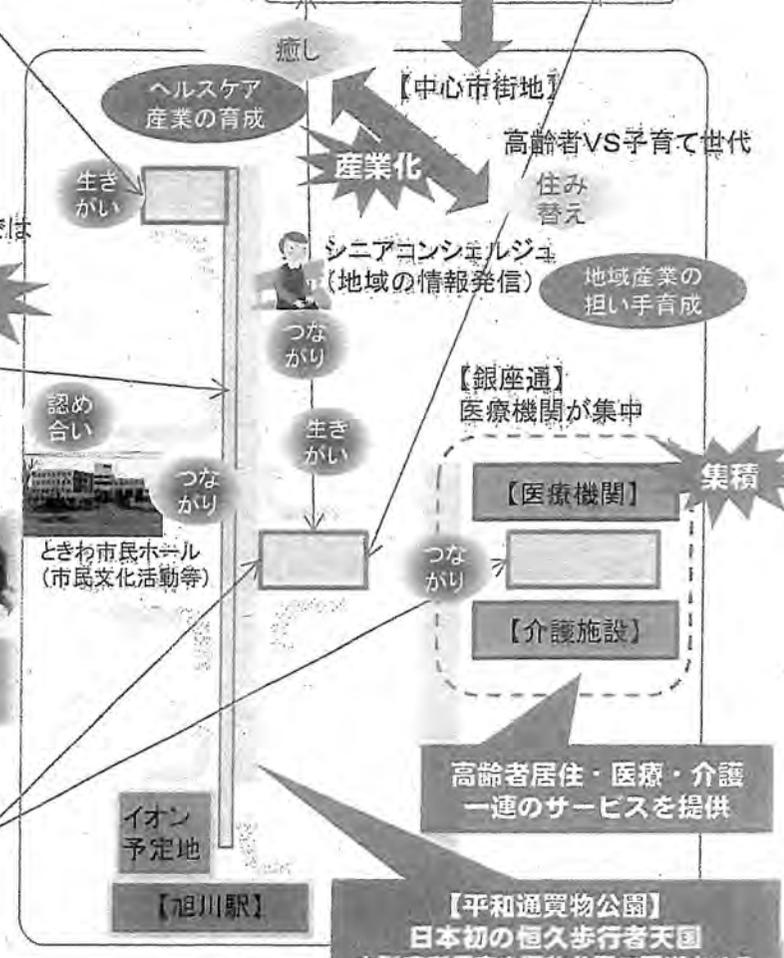
- 《暮らしの安心づくり(まちなか居住の更なる促進)》
- ・サービス付き高齢者住宅の建設促進
 - ・郊外一戸建て高齢者と共同住宅の子育て世代の住み替え、冬季集住推進
 - ・高齢者向け住宅、介護老人福祉施設、医療機関、憩いの場等の一体的整備を推進

○積雪寒冷地型スマート

ハウスの整備
も中熱利用などで省エネ化



恵まれた自然
(ストレスケア資源)



地域住民のみならず首都圏の高齢者などが健康に暮らし、多様な生きがいを實現

まちなか定住人口の増加



《実現したい》

- 冬期間でも高齢者等が安心して出かける歩行空間
- 医療機関が集中する中心市街地で高齢者等が安心の生活
- 高齢者が学び、仕事、趣味など多様な生きがいを實踐できる空間
- ストレスケアなど健康保養のため長期滞在ができる空間



移住促進・PR支援



住環境



健康・医療・介護



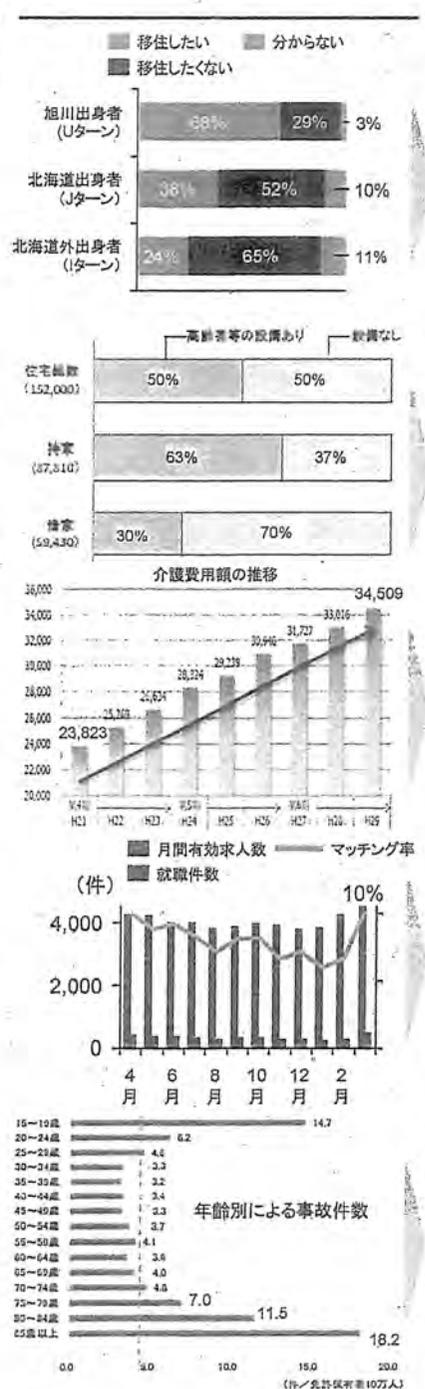
仕事・生きがい



交通

- 旭川市の現状と課題**
- 1 Uターン希望者: 魅力や仕事、生活コストなど、暮らしのイメージに関する認識が不足
 - 2 Uターン希望者: 他都市と比較した本市の魅力の認知度が低い
 - 3 相談窓口、情報サイト、サポート体制、お試し体験等のニーズが高い
 - 2 農業・家具・木工製造業や物流拠点の特性・魅力をまちなかで生かしきれてない
 - 1 空き家が増加しており、空き家の抑制に向けた住宅関連補助の支援策や中高齢者が住みやすい住環境整備は十分ではない
 - 2 不動産関連事業者との連携や、空き家賃貸の仕組みが必要
 - 3 家具・木工製品等の産業が盛んなことに加えて、北方建築総合研究所や林産試験場などの研究機関が揃っている
 - 1 要介護認定者数が増え、介護費用が増加しており、市内の介護施設もほぼ満床状態
 - 2 健康づくり・介護予防に取り組んでいる
 - 2 地域資源を用いたヘルスケアの開発が求められる中で、活用可能な地域資源が豊富であり、研究機関も多く存在する
 - 3 研究機関や高等教育機関が数多く立地している
 - 3 年齢や男女で働き方のニーズが異なり、市内の就職マッチング率が低い
 - 3 中心市街地の大型商業施設が閉店しており、空き店舗・テナントも増加している。各種起業・空きテナント利用施策は揃っているが提供窓口が異なる
 - 3 寄り合いやサロンなどが地域や民間ベースで継続して行われている。移住後、交流を求めているがきっかけが無い。
 - 1 高齢者ドライバーの運転事故が増加する中、日常の暮らしを確保するための交通機関の充実が必要
 - 2 旭川空港、JR旭川駅、旭川鷹栖IC、旭川北IC、市内バスがあり市内へのアクセスが良好にも関わらず、交通機関の利便性が悪いイメージを持たれている
 - 3 まちなかから北海道内主要都市へのバスが頻繁に運行されており周遊しやすいが、あまり知られていない

※ 枠線: 移住全般, 白抜き: プラチナ



- 方向性**
- **情報提供、サポート体制の強化**
移住希望者の属性(Uターン、年代、家族構成等)やタイミングに応じた戦略的なサポート体制
 - **まちなかの賑わいづくり**
魅力に触れる機会、まちなかでの移住体験、交流拠点等、「まちなか」環境の創出
 - **住みやすい居住環境の整備**
民間事業者や研究機関と連携したまちなかの住みやすい居住環境づくりに向けた支援策等
 - **住まいの官民連携スキームの構築**
住まい(空き家を含む)の情報共有やマッチングを行う官民連携を促進
 - **地域包括ケアシステムとの連携**
 - **旭川らしい健康づくり・ケアサービスの開発**
まちなかの自然環境・地場産品を生かした介護予防・健康づくりメニュー、生涯学習やスポーツ等との連携
 - **就業のマッチング**
中高齢者や人材不足が顕著な若年層など、就労ニーズに応じた仕事のマッチング
 - **まちなかでの起業支援**
起業から事業運営に至るまでのワンストップサポート
 - **多世代で多様な交流・活動機能の充実**
移住者、地域、多世代との交流の場づくりと生きがいにつながる活動支援の充実
 - **まちなか移動の利便性確保**
中高齢者の安全・健康やまちなか移動の利便性に寄与する交通の充実
 - **道内観光のハブ拠点化**
道外から市内への交通機関の充実および周辺地域へのアクセスの良さをPRし、まちなかを道内観光のハブ拠点としての活用

※ 下線無: 移住全般, 下線有: プラチナ

札幌市行政調査報告

2018年5月17日(木)

— 子どもの権利条例の制定経過と運用について — — 子どもの貧困対策について —

1 調査目的

郡山市では、本年(2018年・平成30年)4月より「郡山市子ども条例」を制定し、施行している。

しかし、本市の条例は、「子どもの権利推進計画」の策定、「子どもの権利推進委員会」や「救済委員会」の設置などについての記載がなく、理念条例となっている。

現在、全国的に子どもの貧困や虐待が問題となり、子どもたちの安心・安全な環境の整備に向け、緊急の対策が求められている。

本市でもこれらの課題に対し、的確かつ速やかに対応するために、「子どもの権利推進計画」の策定、「子どもの権利推進委員会」や「救済委員会」の設置などが条文中に記載された総合条例としていくことが必要と考える。

そこで、北海道札幌市が、平成21年4月より「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」(総合条例)を制定し、施行していることを知り、条例制定までの経過や運用及び子どもの貧困対策について調査研究を行うこととした。

2 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の取組経過

- (1) 平成15年7月…施政方針「さっぽろ元気ビジョン」発表
子どもの権利条例に取り組むことを明記
- (2) 平成17年4月…「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」発足
25人の委員で構成(高校生、公募の市民を含む)
平成18年5月に「最終答申書」
- (3) 平成18年2月…「札幌市子どもの権利条例子ども委員会」発足
小学生～高校生(32人)の委員…同年7月「子どもに大切な権利」等を提案
- (4) 平成18年7月…条例案に対するパブリックコメントを実施
※市民の意見…3,504人
賛否が拮抗(学校関係者より反対の意見が多く出されたとのこと。)
(例…権利ばかりでは?、わがままに育つのでは? など)
- (5) 平成19年2月…「札幌市子どもの権利に関する条例案」を議会へ提案
パブリックコメントに寄せられた意見などを踏まえて、条例案を作成し提案したが、審議の結果、賛成少数で否決となる。
- (6) 平成19年2月…施政方針「さっぽろ元気ビジョン 第2ステージ」発表
子どもの権利条例の早期制定を目指す
- (7) 平成19年8月…札幌市子どもの権利条例検討会議設置
救済制度も含め、条例全体について審議するため、検討会を設置
平成20年2月1日に、当初条例に対する修正の考え方と、新たな救済機関設置に関する基本的な枠組みについて答申。

- (8) 平成20年2月…条例案に対する2回目のパブリックコメントを実施(1か月)
※338人の市民より意見
- (9) 平成20年5月…「札幌市子どもの権利に関する条例案」を議会へ提案
第2回定例会市議会に再度提案。
審議の結果、さらに慎重な審議が必要であると継続審議となる。
- (10) 平成20年11月…条例案が第3回定例会市議会で審議
名称を「札幌市子どもの最善の利益を実現するための
権利条例」と修正の上、可決(11月7日)
- (11) 平成21年4月…「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」施行

※「札幌市子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)」開設
(平成21年4月1日)

- 組織体制…救済委員2名、調査員3名、相談員7名、事務局4名
- 開設時間…月曜日～金曜日 午前10時00分～午後8時00分
土曜日 午前10時00分～午後3時00分
- 相談方法…子ども専用フリーダイヤル、メール、面談
☆メール…24時間受付(返信…15時以降に送付))
- 場 所…大通バスセンタービル6階(専用の部屋)
- 対 象…18歳未満の子どもが対象(救済の申立…子ども・保護者等)
- 居 住 地…対象は市内在住の子ども
札幌市内の学校や施設に通っている(市内で発生)等
- 相談・救済の申立の対象
 - ・相談…いじめなどの深刻な権利侵害、家庭環境、進路等(様々な悩み)
 - ・救済…子どもの権利侵害からの個別救済に関する事項(3年)

3 子どもの権利の保障と検証

条例第47条 子どもの権利委員会の設置

権利委員…15人以内(学識経験者、子ども…高校生を含む、市民等)

(1) 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置。29年度は、第4期の委員会(28年5月～30年5月)として活動し、主に子どもの権利条例に関する取組状況の検証等を実施。

【実績】

- ・委員数：15名(公募委員6名、うち3名が高校生)
- ・分野：学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者
- ・開催回数：3回(29年度)

(2) 第2次子どもの権利に関する推進計画

権利条例第46条に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定。計画の評価・検証は、「札幌市子どもの権利委員会」で実施。

【計画期間】

27年度～31年度(5年間)

【基本理念】

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

【基本目標】

1. 子どもの権利を大切にする意識の向上
2. 子どもの意見表明・参加の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利の侵害からの救済

4 取組状況（主なもの）

基本目標 1 子どもの権利を大切にする意識の向上

(1) 「札幌市人権教育フォーラム」の開催

（幼稚園・小・中・高・中等教育学校の校長・教頭・教諭）

- ・ 今日的人権課題に関する理解を深めるため、「アイヌ文化の発信」、「学校で配慮と支援が必要なLGBTの子どもたち」「障がい者スポーツと人権」のテーマでの講演及び研究推進校20校の実践発表を基に、参加者同士が自校の取組等を話し合い、子どもが自他の権利を考える授業のあり方や具体的な進め方などについての理解を深めた。

基本目標 2 子どもの意見表明・参加の促進

(1) 市政における子どもの意見の反映

① 子ども議会（13年度より実施）

市政に関するテーマについて、話し合いや勉強会を行い、札幌のまちづくりについての提案事項をまとめている。本会議では、子ども議員が議場で提案を発表し、市長等がこれに対して答弁。

② 「意見募集ハガキ」（24年度より実施）

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布した。

子どもから寄せられた提案・意見の概要やそれに対する札幌市の見解を、子どもの権利のホームページや広報紙に掲載している。

基本目標 3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの貧困対策の取組

子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年3月に「札幌市子どもの貧困対策計画」（30年度～34年度）を策定した。

この計画では、第一に子どもに視点を置いて、権利条例で定める安心して生きる権利や豊かに育つ権利など、4つの権利の趣旨を踏まえ、取組を進めていくこととしている。

計画策定に向けては、庁内横断的な「子どもの権利総合推進本部会議」及び「子ども・子育て会議」など審議会の意見等を踏まえ、検討を行った。

また、計画案について、パブリックコメントを実施し、広く市民から意見を募集するとともに、キッズコメントとして子どもの意見募集用小冊子を小中学校や児童会館などに配布し、子どもからの意見も募集した。

(2) 子どもの居場所づくり

① 放課後の居場所づくり

【児童会館】

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、現在は106館整備している。小学校の改築等に併せて既存の児童会館やミニ児童会館を小学校と複合化した児童会館として再整備を進めており、平成29年4月には二条小学校と複合化した「二条はるにれ児童会館」を開設した。

【ミニ児童会館】

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館を設置しており、平成29年度までに97館を整備した。

② 学びの環境づくり（24年度より実施）

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

【実績】

補助団体数…8団体

補助額合計…15,043千円（29年度交付額）

内 容…配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

③ 「子ども食堂など地域の子どもの居場所づくり」の推進（29年度より実施）

札幌市内における「子ども食堂など地域の子どもの居場所づくり」について、実態を把握するため、29年度に子ども食堂などの運営団体及び地域へのアンケート調査を実施した。

また、この調査に基づきガイドブックを作成し、子どもの居場所の利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めた。

基本目標4 子どもの権利の侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第33条に基づく子どもの権利の侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。

① 子どもアシストセンターの概要

【目的】

権利条例第33条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

【特徴】

- ・権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- ・相談の延長としての調整活動、救済の申立て・自己発意に基づく調査・調整勧告等を行うことができる。
- ・通話料のかからない子ども専用電話を設置している。
- ・Eメールによる相談を導入している。

② 相談活動の実績

29年度の相談件数は、実件数943件、延べ件数3,299件であり、前年度比では、実件数で13.2%増、延べ件数で6.2%減であった。

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。

【相談実績【P. 2再掲】】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実件数	1,035件 (13.5%減)	1,046件 (1.1%増)	1,000件 (4.4%減)	833件 (16.7%減)	943件 (13.2%増)
延べ件数	3,247件 (17.3%減)	3,713件 (14.4%増)	4,074件 (9.7%増)	3,515件 (13.7%減)	3,299件 (6.2%減)

() は前年度比

5 札幌市子どもの貧困対策計画（平成30年～34年度）

(1) 計画策定の趣旨

厚生労働省が発表した国民生活基礎調査による子どもの貧困率は、平成27年の数値で13.9%と、およそ7人に1人の子どもが平均的な所得の半分に満たない世帯で暮らしていることが確認された。今や、子どもの貧困は大きな社会問題として認識されている。

札幌市が実施した子どもやその家族の生活状況等に関する実態調査からは、困難を抱えている世帯において、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など様々な点で課題を抱えていることが確認された。

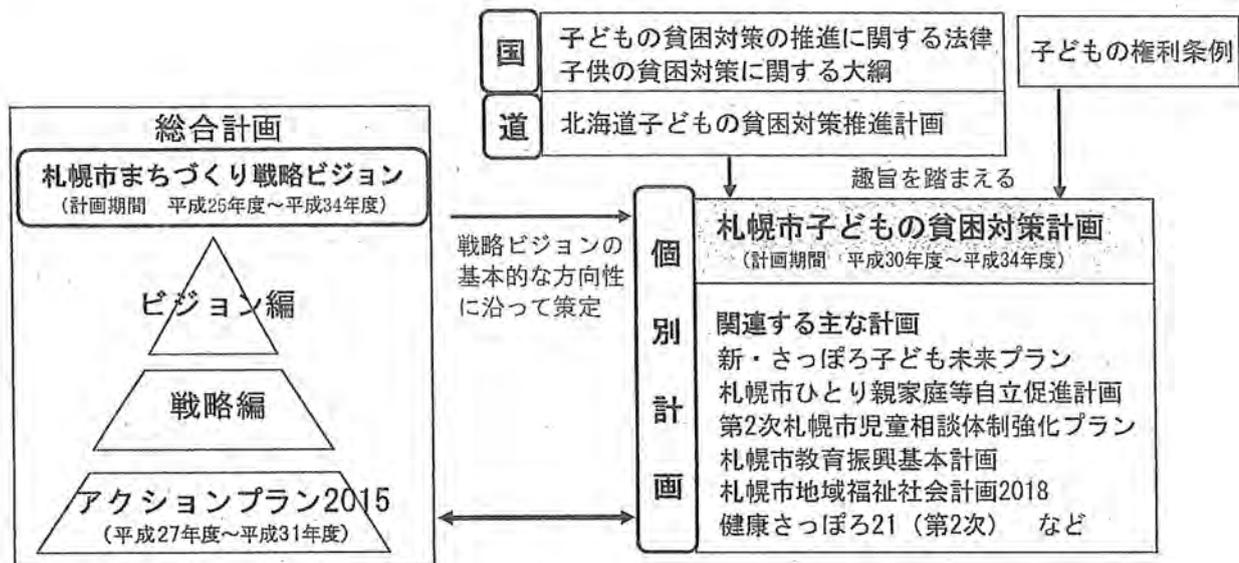
「札幌市子どもの貧困対策計画」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、困難を抱えている子どもとその家族への支援に全力で取り組んでいくための出発点となるものである。

今後は、この計画を基に、すべての子どもが毎日を安心して過ごしながらか、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現に向けて、市民の皆様とともに全力で取り組んでいく。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、法令、大綱及び北海道が策定した計画を踏まえつつ、札幌市のまちづくりの基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向性に沿った個別計画の一つとして策定する。

子どもの貧困対策の取組の観点、子どもが安心して自分らしく生き、豊かに育ち、参加するという包括的な権利の実現・確保を規定した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（以下「子どもの権利条例」という。）を踏まえるとともに、多岐にわたる分野と関連があることから、「新・さっぽろ子ども未来プラン」や「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」をはじめとする各分野の個別計画とも考え方や方向性、施策などについて、相互に整合性を図っていく。



(3) 札幌市における子どもの貧困の状況・課題

実態調査などを通じて確認された困難を抱えている世帯の状況を踏まえ、札幌市における子どもの貧困に関する課題について、以下のとおり整理した。

<課題1> 相談・支援における課題

実態調査では、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、子どもや保護者自身の悩みについて相談する人がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向にあることが確認されている。

また、困難を抱えていてもその様子を周囲に見せない、あるいは見た目には他の世帯と変わらない場合も多く、外から気づくことの難しさがある一方、支援が必要な世帯の中には、相談窓口への行きづらさを感じて相談に行くことができない世帯もあるということが指摘されている。

こうしたことから、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制の充実・強化とともに、支援策の情報を確実に届けるための広報の充実が必要となる。

<課題2> 子どもの育ちと学びにおける課題

【乳幼児期の子育てにおける課題】

乳幼児期は、基本的な生活習慣の形成などにあたって特に重要な時期となり、この時期の子育てには、周囲からの様々なフォローが望まれる。

しかしながら、実態調査では、困難を抱えている世帯において、核家族化の進展により子育ての負担が増す中、周囲からの協力が得られず、子育ての不安を一人で抱え込むケースが増えていることが指摘されている。

こうしたことから、健診や医療など、乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組とともに、子育て世帯の不安を解消する相談支援の充実や、保護者のニーズに応じた、安心して子どもを預けることができる環境の整備等が必要となる。

【子どもの学びにおける課題】

実態調査では、困難を抱えている世帯において、自分で使うことができる子ども部屋や自分専用の勉強机を保有していないなど、学習環境が十分に整っていなかったり

学校以外での勉強時間が少ない傾向が見られるほか、学習の理解度についても、低い傾向が見られる。

こうしたことから、学校教育はもとより、学習意欲の向上にも寄与する様々な学習機会の提供や、子どもが安心して学ぶための相談支援体制の充実が必要となる。

【子どもの居場所・体験における課題】

実態調査では、教育や進路のことを親に相談できない子どもや、家庭や学校に居場所がないという感覚から、不登校になったり、インターネットカフェに通ったりする子どもの存在が指摘されており、地域で子どもを見守り、育てる仕組みづくりを求める意見があげられている。

また、困難を抱えている世帯では、夕食を一人で食べる「孤食」の状況にある子どもが見られ、家庭的な料理を知らないといった事例も指摘されており、こうした子どもたちの成長のためには、家庭や学校以外でモデルとなる大人と関わる機会が大切であるという意見もあげられている。

こうしたことから、家庭や学校以外で、子どもが安心して過ごすことができる地域の居場所づくりや、子どもの成長に寄与する多様な学びや体験活動の支援が必要となる。

<課題3> 若者の社会的自立における課題

実態調査では、困難を抱えている世帯において、大学への進学希望が低く、教育を受けさせるためのお金の準備についても、目処がついていない、もしくは奨学金を利用する予定という世帯の割合が高いことが確認されている。その一方で、若者への調査では、奨学金の返済が負担になっている傾向が見られる。

併せて、経済的な要因により進学を諦めている事例のほか、身近に適切なモデルがないため、進学や就職に対するイメージが持てない、授業料免除や奨学金の制度があることを知らなかったという事例も指摘されている。

また、義務教育を終えた高校・若者期は、価値観や生活形態が多様化する現代において、自立に向けて様々な課題と向き合う年齢段階であり、進路相談や就労支援など、社会的自立に向けた支援が重要であるという意見もあげられている。

こうしたことから、若者の進学・就労等の希望の実現に向けて、進路支援や就労支援、困難を抱える若者への相談支援等、若者の社会的自立に向けた支援が必要となる。

<課題4> 生活基盤の確保における課題

実態調査では、家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」と回答した世帯が6割に上る中、世帯の状況によって教育資金の準備状況に差が生じるなど、世帯の経済状況が子どもに影響を与えていることが確認されている。

また、保護者が就労できないことにより困難を抱える世帯がある一方、保護者が仕事をしているにも関わらず収入が少ない世帯もあり、特に非正規雇用の割合が高い母子家庭において、その傾向が強いということも指摘されている。

こうしたことから、世帯の暮らし向きの安定に向けて、保護者への就労支援や、生活基盤を確保するための経済的な支援が必要となる。

<課題5> 特に配慮を要する世帯への支援における課題

実態調査では、児童養護施設に入所している子どもは、施設の退所と同時に自立を余儀なくされることから、退所後の生活や進学等への支援が重要であるという意見があげられている。

また、ひとり親家庭については、経済的に苦しい世帯が多く、子育てに加えてダブル

ワーク・トリプルワークをしているという事例が指摘されるなど、様々な困難を抱えやすい傾向が示されている。

このほか、生活保護世帯・生活困窮世帯においては、日常生活や子どもの進学等の様々な場面で、困難や制約を受けていることが示されている。

こうしたことから、社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭、生活困窮世帯など、特に配慮を要する子ども・世帯に対して、生活状況等に応じたきめ細かな支援が必要となる。

(4) 札幌市の子どもの貧困対策

困難を抱える世帯の課題などを踏まえ、本計画における基本理念、「子どもの貧困」のとりえ方、計画の対象、施策の体系を次のように定めている。

1 基本理念

すべての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利が認められている。

札幌市では、第一に子どもの視点に立って、困難を抱えている子どもとその保護者が必要な支援に結びつくための体制を整えるとともに、子どもの成長における諸段階に応じた切れ目のない支援を展開し、併せて保護者への必要な支援を実施することなどによって、子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながらか、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指す。

2 「子どもの貧困」のとりえ方

この計画では、「子どもの貧困」を「主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階において様々な不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態」ととらえる。

3 計画の対象

この計画では、対象を、「子どもの貧困」の状態にある子ども・若者とその家族とすることを基本とする。

なお、ここでの子ども・若者は、生まれる前の妊娠期から、社会的自立へ移行する年齢層として、概ね20歳代前半までの年齢とする。

4 施策の体系

実態調査から確認された困難を抱える子ども・世帯の状況や課題を踏まえ、今後5年間で取り組む5つの基本施策と、関連する11の施策を設定した。

様々な支援策は、実際に支援を必要とする子どもや世帯にしっかりと届き、利用されることが重要である。

そのため、基本施策1「困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進」を、子どもの貧困対策を進めるうえで基礎となる、特に推進すべき施策と位置づけたうえで、各種支援策のさらなる充実に向けて取り組む。

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

施策1—1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実

施策1—2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進

- 基本施策 2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進
 - 施策 2-1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援
 - 施策 2-2 子どもの学びの支援
 - 施策 2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援

- 基本施策 3 困難を抱える若者を支える取組の推進
 - 施策 3-1 社会的自立に向けた支援

- 基本施策 4 保護者の就労や生活基盤の確保
 - 施策 4-1 保護者の自立・就労の支援
 - 施策 4-2 生活基盤の確保に向けた支援

- 基本施策 5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進
 - 施策 5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援
 - 施策 5-2 ひとり親家庭への支援
 - 施策 5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援

(具体例)

施策 2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援

(施策の方向性)

保護者が就労などで不在となる家庭の子どもをはじめ、すべての子どもが安心して放課後等を過ごすことができるよう、子どもの居場所づくりを推進する。

また、子どもたちが健やかに成長するために、遊びや体験活動はなくてはならない大切なものである。子どもの自主性、創造性、協調性を育む多様な学びや体験・交流活動の支援を行う。

取組 (子どもの居場所づくりの推進)

地域やNPOなどが主体となって実施している子ども食堂や学習支援などの取組は、子どもの居場所の提供に加えて、多世代交流などの多様な機能を併せ持つものであり、さらなる広がりが期待される。

このような取組を通じた、地域で子どもが安心して過ごすことができ、生活習慣や学習習慣などの習得にも寄与する居場所づくりの推進を図ることができるよう、効果的な支援のあり方を検討する。

また、子どもの放課後の居場所である児童会館やミニ児童会館においては、遊びや体験活動等の様々な活動を通じた子どもの健全育成を図るとともに、既存の児童会館・ミニ児童会館を、小学校などと併設した児童会館として再整備を進める。さらに、民間児童育成会等とも連携を図りながら、子どもの居場所の充実を図る。

<p>地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組</p> <p style="text-align: right;">【新規】</p>	<p>子ども食堂など、地域における子どもの居場所の運営状況や地域ニーズの調査に基づき作成したガイドブックを活用して、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用や参加、支援の機運醸成を図る。</p> <p>また、子どもにとって身近で、安心できる地域における居場所づくりの推進に向けた効果的な支援策を検討する。</p>
---	---

<p>新型児童会館整備 【拡充】</p>	<p>既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備を進める。</p>
--------------------------	--

(5) 計画を推進するための実施体制

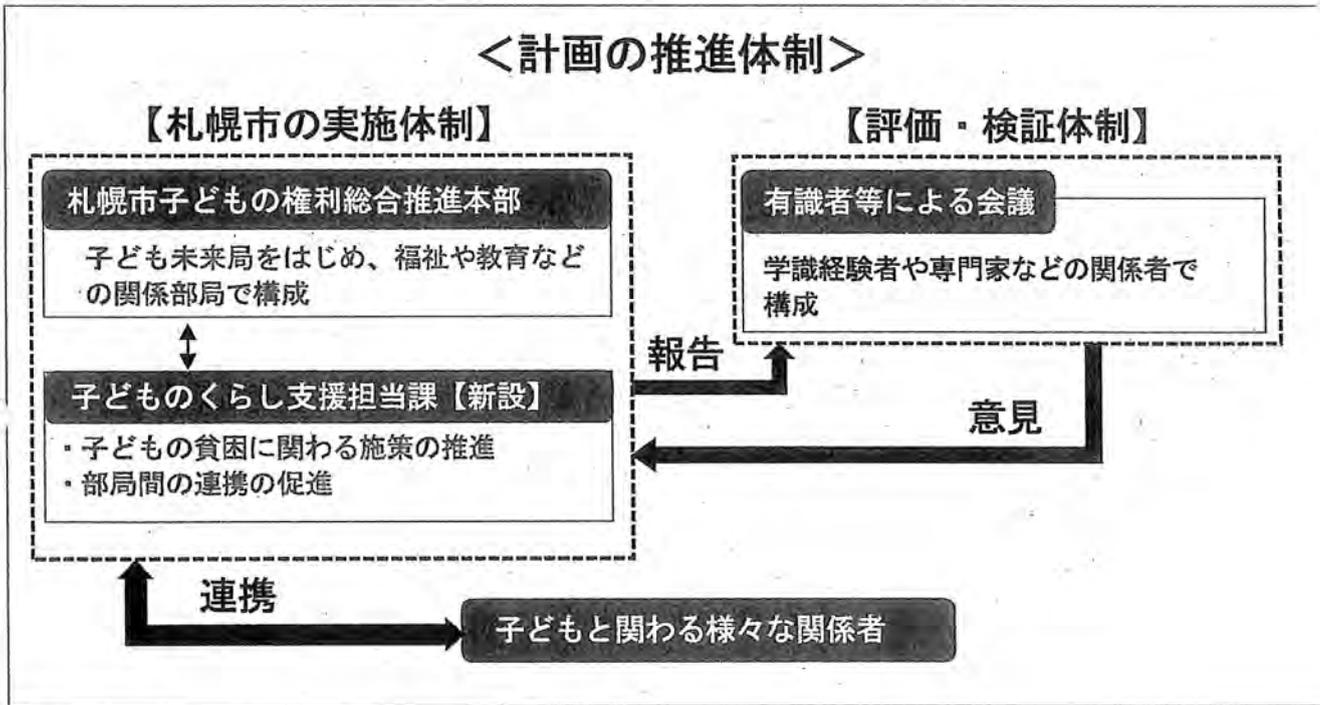
子どもの貧困に関わる有識者などからなる会議において、本計画に基づく施策の取組状況や効果等を検証し、必要に応じて施策の充実や見直しを図っていく。

また、札幌市が子どもの貧困対策を進めるうえで、関係部局がそれぞれ子どもの貧困対策の視点を持ち、かつそれらを横断的につなげていく推進体制が重要となる。

そのため、子どもの貧困対策を専門に担当する「子どもの暮らし支援担当課」を平成30年度から新たに設置し、子どもの貧困に関わる施策の推進や、部局間の連携の促進などに取り組む。

さらに、子ども施策を一元的に担う子ども未来局をはじめ、福祉や教育などの関係部局で構成する「札幌市子どもの権利総合推進本部」によって、関係部局が一丸となって子どもの貧困対策に取り組んでいく。

＜計画の推進体制＞



6 考 察

札幌市では、子どもの権利条例の制定後、条例に従って、「子どもの権利に関する推進計画」を策定するとともに、子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）を設置し、面談、相談、メール等により、子どもの権利相談などを実施するとともに、子どもの権利侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図るよう対応してきている。

また、計画の推進に当たっては、子どもの権利委員会が権利条例第46条に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定するとともに、計画の評価・検証を行ってきている。

また、子どもの貧困対策については、子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「札幌市子どもの貧困対策計画」（30年度～34年度）を策定し進めてきている。

さらに、子どもの貧困に関わる有識者などからなる会議において、施策の取組状況や効果等を検証し、必要に応じて施策の充実や見直しを図っていくこととしている。

さらには、札幌市が子どもの貧困対策を進めるうえで、関係部局がそれぞれ子どもの貧困対策の視点を持ち、かつそれらを横断的につなげていく推進体制が重要となることから、子どもの貧困対策を専門に担当する「子どものくらし支援担当課」を平成30年度から新たに設置し、子どもの貧困に関わる施策の推進や、部局間の連携の促進などに取り組むとともに、子ども施策を一元的に担う子ども未来局をはじめ、福祉や教育などの関係部局で構成する「札幌市子どもの権利総合推進本部」によって、関係部局が一丸となって子どもの貧困対策に取り組んでいくこととしている。

振り返って郡山市は、本年3月に子ども条例が策定され、4月より施行されている。

北広島市の報告でも指摘したが、本市の条例は理念条例であり、推進計画、推進委員会、救済委員会が明記されていない。従って、平成27年3月に策定された「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」をもとに施策を進めてきている。しかし、この計画は平成26年1月から施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」への対応が十分でないところがあり、速やかな対応が求められるところである。

子ども条例は、本年3月に制定されたばかりではあるが、推進計画の策定、推進委員会並びに救済機関等の設置、また子どもの貧困等への対応など、早急に取り組まなければならない課題等が残されている。

今回行政調査を行った、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」及び「札幌市子どもの貧困対策計画」等を参考に検討を進めていく必要がある。

7. 調査の様子



札幌市子ども未来局子ども育成部
子どもの権利推進課長 辻岡 博之 氏



札幌市子ども未来局子ども育成部
子どもの権利推進課
子どものくらし支援担当課長
小野寺 美佳 氏



調査の様子
(飛田会長、八重樫幹事長、飯塚)



調査の様子
(飛田会長、八重樫幹事長)



子どもの権利救済機関
(「子どもアシストセンター」)



「子どもアシストセンター」前にて

8 名 刺

札幌市 子ども未来局
子ども育成部 子どもの権利推進課

課 長 辻 岡 博 之



〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3階
Phone(011)211-2942 FAX:(011)211-2943
E-mail: [redacted]

札幌市子ども未来局子ども育成部
子どもの権利推進課



子どもの権利推進担当係長

市 川 涉



〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3階
電 話 (011)211-2942
FAX (011)211-2943
E-mail: [redacted]

札幌市 子ども未来局
子ども育成部 子どもの権利推進課

子どものくらし支援担当課長

小野寺 美佳

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3F
Tel 011-211-2947 Fax 011-211-2943
E-mail: [redacted]

札幌市子ども未来局
子ども育成部 子どものくらし支援担当課

子どものくらし支援担当係長

奥 田 義 之



〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3階
TEL (011)211-2947
FAX (011)211-2943
E-mail: [redacted]

札幌市子どもの権利救済事務局



次 長

辻 岡 博 之



〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館6階
TEL 011-211-2946

札幌市子ども未来局
子どもの権利救済事務局



調整担当係長

かわち あきら
河智 晃



〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館6階
TEL 011-211-2946 FAX 011-211-2948
E-mail : kodomo.assist@city.sapporo.jp

札幌市が進める主な取組

「第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画」(平成27～31年度)を策定し、子どもの権利の保障を進めています。

●子どもの参加を進める

子どもも市民の一員です。「子どものことは子どもに聞いてみる」ために、子どもの参加や意見表明の機会づくりに取り組んでいます。

- ・子ども議会(子ども議員が市政に提案)
- ・提案・意見募集ハガキ(ハガキで市政に提案)
- ・子どもレポーター(子どもが取材・編集・発信)

●子どもの権利の大切さを伝える

子どもにも大人にも、子どもの権利のことを知って考えてもらうために、普及・啓発に取り組んでいます。



- ・パンフレットを使った授業(教育委員会と連携)
- ・出前授業や出前講座(職員が講師として説明)
- ・ポスター展などの子どもの参加事業
- ・子どもの権利の大型絵本の読み聞かせ(「おばけのマールとすてきなまち」)

●子どもを権利の侵害から守る

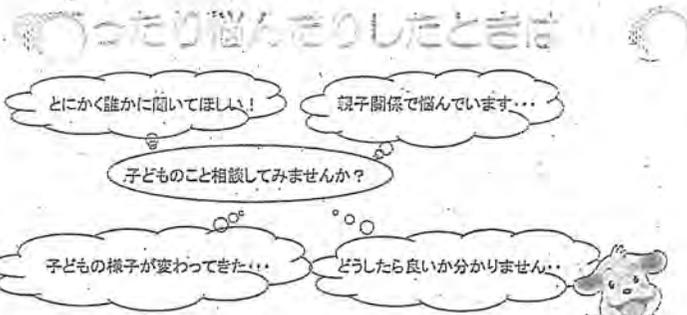
いじめや虐待をなくすこと、もしあった場合はすぐに助けることが大切です。

「子どもアシストセンター」などの相談窓口を設け、子どもからの相談も受け付けています(裏表紙参照)。

※成果指標の一つに「自分のことを好きだと思う子どもの割合」を設定し向上を目指しています。

H21	H25	H31(目標)
53.2%	65.4%	75.0%

(札幌市子どもに関する実態・意識調査から)



子どもアシストセンター

(札幌市子どもの権利救済機関)

子どもをいじめや暴力などの権利の侵害から救済するために、様々な悩みの相談を受け付けます。

相談の受付

月～金 ▶ 午前10時～午後8時
土 ▶ 午前10時～午後3時
(日曜日、祝日、年末年始は休み)

☎ 011-211-3783

☎ 0120-66-3783(子ども専用)

✉ assist@city.sapporo.jp

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階

夜間も相談できるのは…

子ども安心ホットライン

(子育ての悩み相談・子ども虐待相談)

365日24時間 札幌市児童相談所

☎ 011-622-0011

発行 平成29年(2017年)3月

札幌市子ども未来局子どもの権利推進課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3階

電話 011-211-2942 FAX 011-211-2943

メール kodomo.kenri@city.sapporo.jp

公式ウェブサイト(子ども未来局子どもの権利推進課ページ)



すべての子どもは、
未来と世界へ羽ばたく可能性に
満ちた、かけがえのない存在です。



そんな子どもを守り、支え、育むために、札幌市には

札幌市子ども 最善の 利益を するための

条例 があります。

(平成21年4月1日施行 通称:子どもの権利条例)

みんなで考えよう子どもの権利!



札幌市





大切にしよう!

「子どもの権利」

●「子どもの権利」って?

すべての子どもが、自分らしく豊かに成長していくため、生まれながらにもっている基本的な権利(基本的人権)です。

子どもは可能性に満ちたかけがえのない存在であるとともに、弱く未熟で、これから大人へと成長していく存在です。

子どもを、ひとりの人間(権利の主体)として尊重するとともに、大切に守り、育む(保護する)というバランスが大切です。

大人と同じように...

大人と少し違う...

権利の主体

保護の対象



●大人は何をしてあげればいいのか?

- 子どもの思いや考えを受け止める。
- 子どもにとって何が最も良いことが、「子どもの最善の利益」を常に考慮する。
- 子どもとともに考え、支援する。
- 子どもをいじめや虐待、体罰から守り、相談しやすい環境をつくる。

例えば

4つの権利

(条例では、子どもの権利を大きく4つに分けて説明しています。)

●安心して生きる権利

- 愛情をもって育まれ、命が守られること
- 差別をうけることなく、いじめや虐待から守られること



●豊かに育つ権利

- 学び、遊び、休息すること
- 様々な芸術や文化、スポーツ、自然に触れ、豊かな感性を育てること
- 夢に向かってチャレンジすること



●自分らしく生きる権利

- かけがえのない自分を大切にすること
- 一人の人間として尊重されること
- 自由に思いや考えを表現すること



●参加する権利

- 自分に関わることに参加し、意見を表明すること
- 参加にあたり、年齢や成長に応じた適切な配慮を受けること



※お互いの権利を尊重することが大切です。

子どもの権利は、子どもが思うままに何をしてもよいと認めるものではありません。一人ひとりがお互いの権利を大切にす、権利がぶつかり合ったときは、お互いの気持ちや考えを尊重しながら「調整」する、そうした経験を通じた子どもの成長を大切と考えています。

子どもはただのちっちゃい子?

「Kenri Book」から

愛あるサポート

マスコットキャラクター
ハッピー

ひとり
で
な
ま
い
で
や
り
な
い
で

学校のことや
おうちのこと、
困っていることや心配なこと
相談してみませんか。
ひみつはかならず
守ります。



さっぽろしこ けんりきゅうさいきかん
札幌市子どもの権利救済機関

子どもアシストセンター



でんわ
相談

こ せんよう むりよう
子ども専用 ☎

みんなの な や み
0120-66-3783

メール
相談

月～金 10:00～20:00
土 10:00～15:00
日曜日・祝日・年末年始はお休みです

おとなよう みんなの な や み
大人用 211-3783

assist@city.sapporo.jp

相談してみよう。



でんわ
話す



会っ
て
話
す



メール
する



SAPPORO

さっぽろ市
02-G04-17-45

こんなことで困ったら... 子どもアシストセンターに 相談してみよう!



とも
友だちと
ケンカ
しちゃった

とも
友だちが
こま
困っている
みたい

はなし
話を
わかって
もらえない

がっこう
学校に
い
行きたく
ない



保護者のみなさまへ

Q. 子どもの権利救済機関ってなに?

A. 札幌市では、子どもが伸び伸びと成長するための権利を大切に作る決まりとして、「子どもの権利条例(子どもの最善の利益を実現するための権利条例)」をつくりました。

この決まりに基づいて作られたのが「子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)」です。子どもアシストセンターは、大切な権利が守られないことに悩んでいる子どもたちの声を受け止め、みなさんが元気になれるようお手伝いをしています。

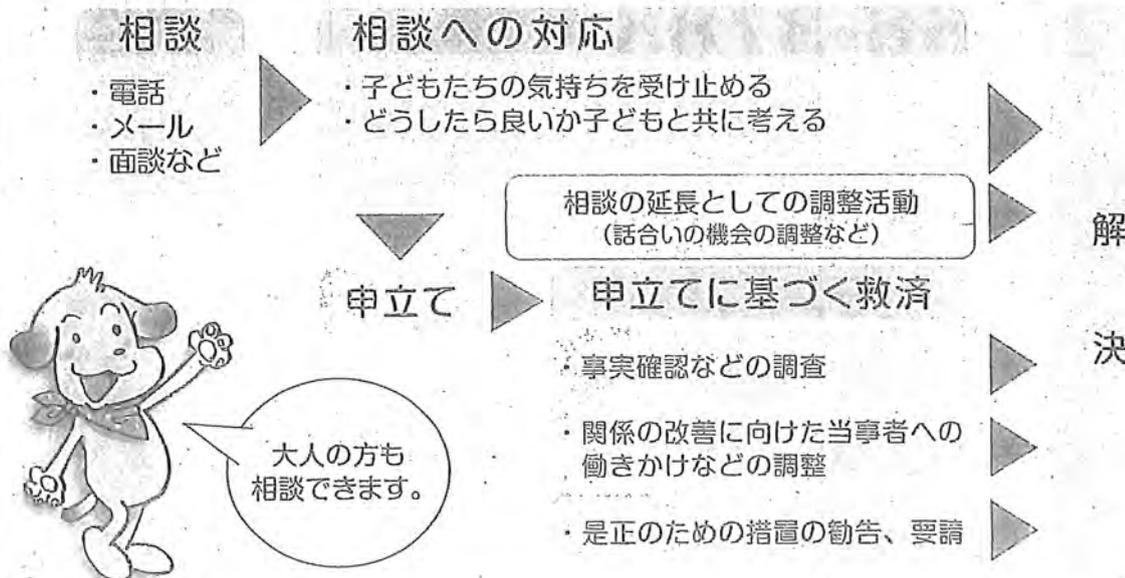
Q. どんな人が話を聴いてくれるの?

A. 子どもアシストセンターには、スタッフとして子どものことや子どもの権利に詳しい「救済委員」や「調査員」、「相談員」がいます。

はじめにみなさんのお話をじっくりときいてくれるのは「相談員」です。

経験豊かな優しいスタッフたちがみなさんからの相談をお待ちしています。

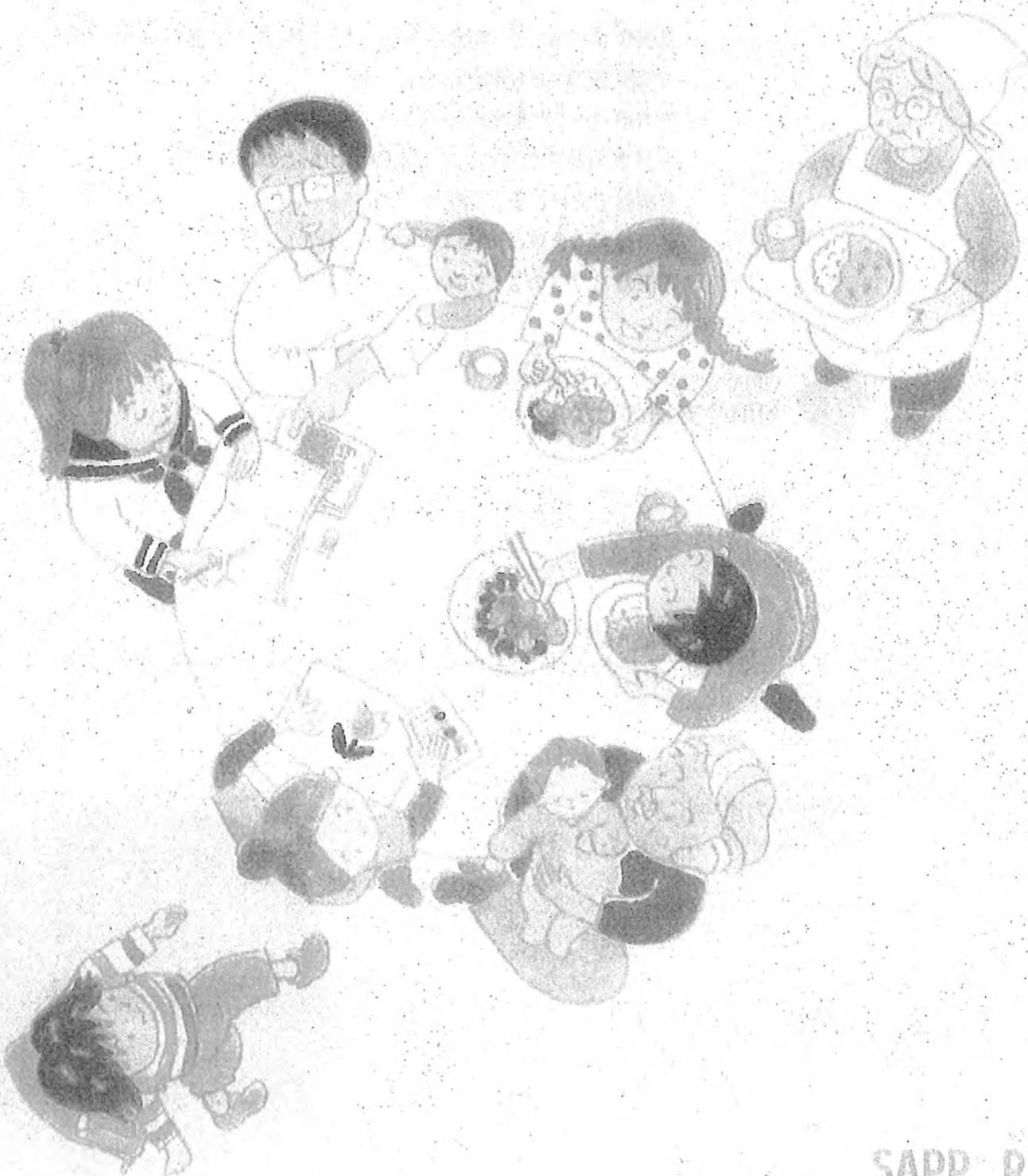
解決までの主な流れ



さっぽろ

子ども食堂 子どもの居場所づくり

ガイドブック



SAPPORO

目次

1 みなさんへ 子ども食堂など地域の子ども居場所って、どんな場所?…01

2 みなさんへ 札幌市内にある子ども食堂・子どもの居場所の事例紹介…03

事例① にじ色こども食堂 (NPO法人子どもの未来・にじ色プレイス) …04

事例② 西野こども食堂kaokao…05

事例③ こども食堂りあん…06

事例④ おかえりひろば (NPO法人ねっこぼこのいえ) …07

事例⑤ ぴらけし子ども食堂…08

事例⑥ ゆるきち (NPO法人Kacotam-カコタム) …09

事例⑦ すすきのこどもCafé わくわく…10

3 利用や支援をしたい!と思ったら 利用や支援のしかた…11

4 自分が開設してみたい!と思ったら 開設に向けた流れ…13

5 開設・運営について知りたい方へ 子ども食堂・子どもの居場所の運営方法や工夫…15

6 みなさんへ あなたのまちにある 子ども食堂・子どもの居場所…29

* 札幌市内には児童会館や子育てサロンなど様々な子どもの居場所がありますが、この冊子では、主に地域の方々が運営している「子ども食堂など地域の子ども居場所」で、公的な居場所（補助事業を含む）以外のものについて記載しています。